
鮭川村男女共同参画計画

男女が互いに認めあい、支え合い、
一人ひとりが自分らしく活躍できる鮭川村



令和 2年 3月

山形県最上郡鮭川村

～目次～

第1章 計画の概要について	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 男女共同参画について	1
1. 男女共同参画社会とは	1
2. 男女共同参画社会の目指すもの	3
第3節 計画策定の社会的背景	4
1. 国際的な動向	4
2. 国内の動向	4
3. 山形県の動向	5
第4節 計画の概要	6
1. 計画の位置付け	6
2. 計画の期間	6
3. 計画の策定方法	6
第2章 鮭川村の現状	8
第1節 人口等の状況	8
1. 人口・世帯数の動き	8
2. 年齢別人口構成	8
第2節 各分野における審議会等に占める女性の割合	9
第3節 男女共同参画に関するアンケート調査結果	9
第3章 計画の基本的な考え方	10
第1節 基本理念	10
第2節 基本目標及び施策の基本方向	10
第4章 施策の展開	
【基本目標Ⅰ】男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	11
【1】 男女共同参画に関する正しい理解の促進	11
【2】 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	12
【基本目標Ⅱ】あらゆる分野での男女共同参画の実現	13
【1】 施策方針決定過程における男女共同参画の推進	13
【2】 雇用等の分野における男女共同参画の実現	13
【3】 職業生活と家庭・地域生活の両立支援	14
【4】 地域社会における男女共同参画の推進	15

【基本目標Ⅲ】健康で安心して生活できるむらづくり-----	17
【1】 生涯を通じた男女の健康支援 -----	17
【2】 あらゆる暴力と虐待の根絶 -----	18
第5章 計画の推進体制-----	19
第1節 推進体制 -----	19
第2節 計画の進行管理 -----	19
参考資料	
鮭川村男女共同参画に関する調査結果 -----	20
鮭川村男女共同参画計画策定委員・アドバイザー名簿 -----	38

第1章 計画の概要について

第1節 計画策定の趣旨

近年の日本は、少子高齢化や人口減少が進行しており、それら社会情勢の急速な変化に対応していくうえで、男女が性別にかかわらず、お互いにその人権を尊重しながら、能力や個性を最大限に発揮できる社会づくりが必要となっています。

男女を取り巻く社会環境をみると、国は、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定し、5つの基本理念を掲げています。また、「育児・介護休業法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定など、法律や制度面で男女平等は進んできました。

しかしながら実際は、仕事と家庭、子育てを両立できる環境が必ずしも十分とは言えず、家庭、地域、職場などのあらゆる場面で、男性・女性に対する偏った意識、「性別役割分担意識」が依然として根強く残っています。

豊かで活力ある社会、将来に夢を持てる社会にするために、このような性別による固定的な役割分担意識を払拭し、その個性や能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会の実現が必要となります。

鮭川村男女共同参画計画(以下、本計画という)は、この考え方にに基づき、男女があらゆる場面で、ともに参画し、お互いが対等なパートナーとして協力し合い活躍することができる社会の実現を目指すことを目的とし、そのための総合的な取り組み指針をまとめたものです。

第2節 男女共同参画について

1. 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法第2条では、男女共同参画社会とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。つまり、男女が、互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる社会をイメージしています。

《男女共同参画社会基本法の基本理念》



--- 国・地方公共団体及び国民の役割 ---

国の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

地方公共団体の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- 地域の特性を活かした施策の展開

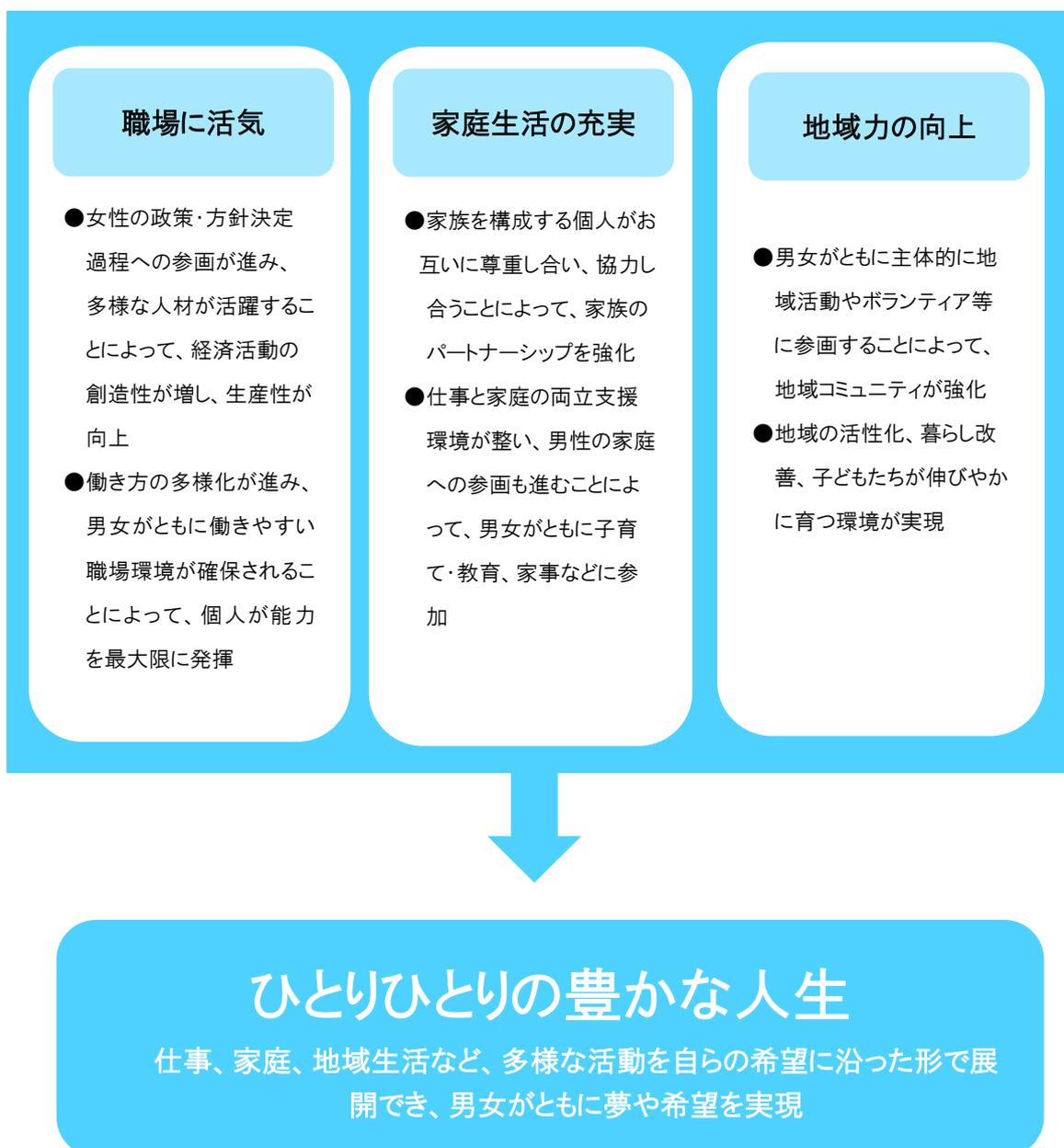
国民の責務

- 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

2. 男女共同参画社会の目指すもの

《男女共同参画社会のイメージ図》

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会



第3節 計画策定の社会的背景

1. 国際的な動向

男女共同参画に関する国際的な取り組みは、国際連合を中心として推進され、昭和 47 年(1972 年)の国連総会において、性差別撤廃に世界的規模の行動で取り組むため、昭和 50 年(1975 年)を「国際婦人年」とすることが宣言されました。

さらに、昭和 54 年(1979 年)の国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択され、女性の地位向上を目指した国際的な取り組みが積極的に進められています。

2. 国内の動向

国内においては、昭和 60 年(1985 年)の「女子差別撤廃条約の批准」を契機に、法や制度の整備が進められ、平成 11 年(1999 年)には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。その後、基本計画に基づく取り組みを行ってきたものの、男女共同参画が遅々として進んでいない状況と社会環境の変化を踏まえ、実効性を伴うアクションプランを目指し、平成 27 年(2015 年)に「第4次男女共同参画基本計画」を策定しています。

この計画では、社会経済情勢の変化等に対応するために、次の7つの項目が改めて強調している視点として定められています。

【第4次男女共同参画基本計画で改めて強調している視点】

- ①女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが必要不可欠なことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実
- ②あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進
- ③困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細やかな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備
- ④東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用
- ⑤女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化
- ⑥国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上
- ⑦地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化

3. 山形県の動向

山形県は、「男女がともにいきいきと活躍する山形県」の実現を目指し、平成13年(2001年)に「山形県男女共同参画計画」(計画期間:2001年度~2010年度)を策定し、拠点施設として山形県男女共同参画センター「チェリア」を開設しました。平成14年には、「山形県男女共同参画推進条例」を制定し、市町村及び国と連携、協力しながら、県民、事業者と一体となって男女共同参画を進めています。

また現在は、人口減少による労働力不足など地域経済への影響や地域コミュニティの機能低下などの社会的環境の変化に対応するため、「一人ひとりがいきいきと能力を発揮しながら、思いやり、支え合う山形県」を基本目標とし、次の5つの重点分野を掲げた、「山形県男女共同参画計画」(計画期間:2016年度~2020年度)を平成28年に策定し、山形県民が「あなたらしく生きる」ことを応援しています。

【山形県男女共同参画計画重点5分野】

重点分野1:雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保を促します。

重点分野2:ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進します。

重点分野3:多様な分野での女性の活躍(ウーマノミクス)を推進します。

重点分野4:地域における身近な男女共同参画を促進します。

重点分野5:政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します。

第4節 計画の概要

1. 計画の位置付け

(1)市町村男女共同参画計画としての位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけるものであり、本村における男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針です。

(2)法令及び関連計画との整合性

この計画は、男女共同参画社会基本法、山形県男女共同参画推進条例、国の男女共同参画基本計画及び県の男女共同参画計画を踏まえ、第2次鮭川村総合発展計画及びその他の関連計画との整合性を図っています。

(3)「鮭川村女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」としての位置づけ

この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づき、村内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての市町村推進計画としても位置づけています。

(4)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する計画」としての位置づけ

この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画としても位置づけています。

2. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。令和7年度に、それまでの取り組みの点検・評価を行い、令和8年度からの次期計画につなげます。

3. 計画の策定方法

(1)アンケート調査の実施

計画の策定にあたり、本村在住の20歳以上の住民を対象とし、男女共同参画に関する意識や意見等を調査し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的として、郵送での配布・回収、また役場庁舎の窓口にも配置し、アンケート調査を実施しました。

調査名称	鮭川村男女共同参画に関する調査
調査対象	鮭川村に居住する20歳以上の住民
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	令和元年10月
配布数	200
回収状況	93
回収率	46.5%

(2) 策定委員会の開催

アンケート調査を通して住民意識や意見等を把握するとともに、議員、各種団体の役員等、知識経験者、一般住民などから構成される「鮭川村男女共同参画計画策定委員会」に諮りました。

【鮭川村男女共同参画計画策定委員会の開催概要】

実施期日		主な審議内容
第1回	令和元年 9月24日	・委員長、副委員長の選出 ・住民の意見の聞取方法について
第2回	令和元年11月26日	・鮭川村男女共同参画計画(素案)について
第3回	令和 2年 2月25日	・鮭川村男女共同参画計画案についての最終確認

(3) 推進本部設置

村の施策に男女共同参画の視点を取り入れ、全庁で横断的な取り組みを行うため、各課で組織される推進本部を設置し、計画についての検討を行いました。

第2章 鮭川村の現状

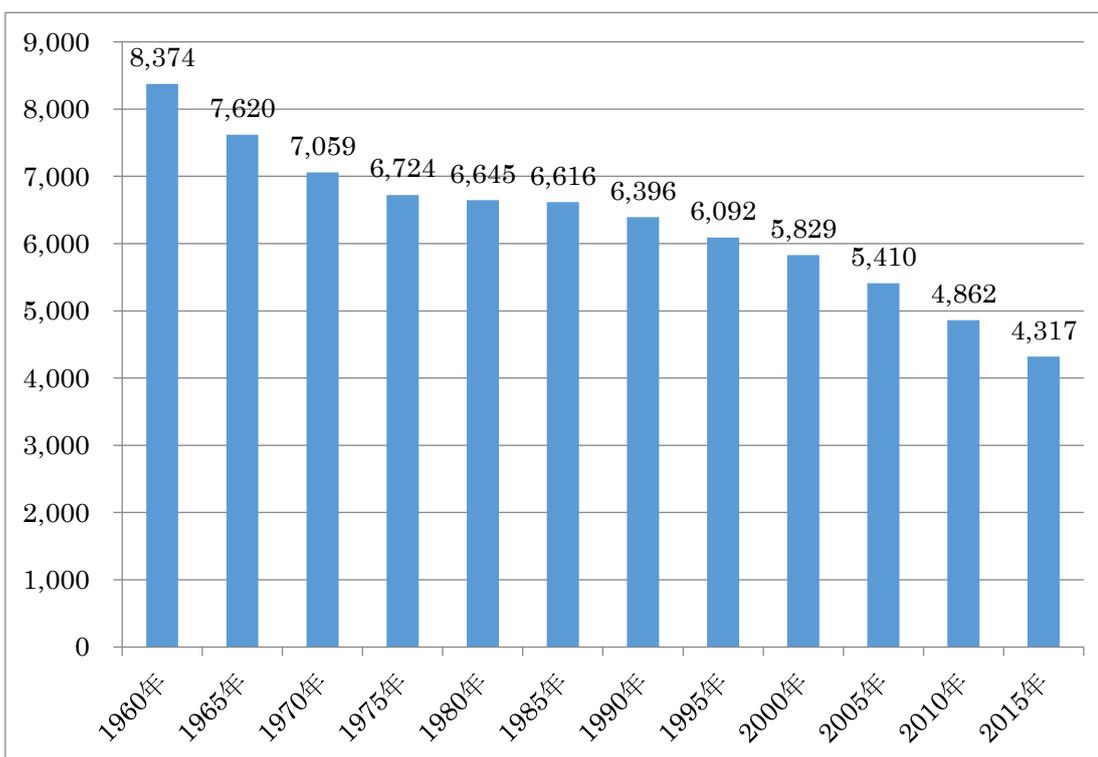
第1節 人口等の状況

1. 人口の動き

本村の人口は、平成 27 年の国勢調査において 4,317 人で、平成 22 年の国勢調査から5年間で 545 人が減っており、人口減少が進行しています。

【国勢調査結果】

人口(人)

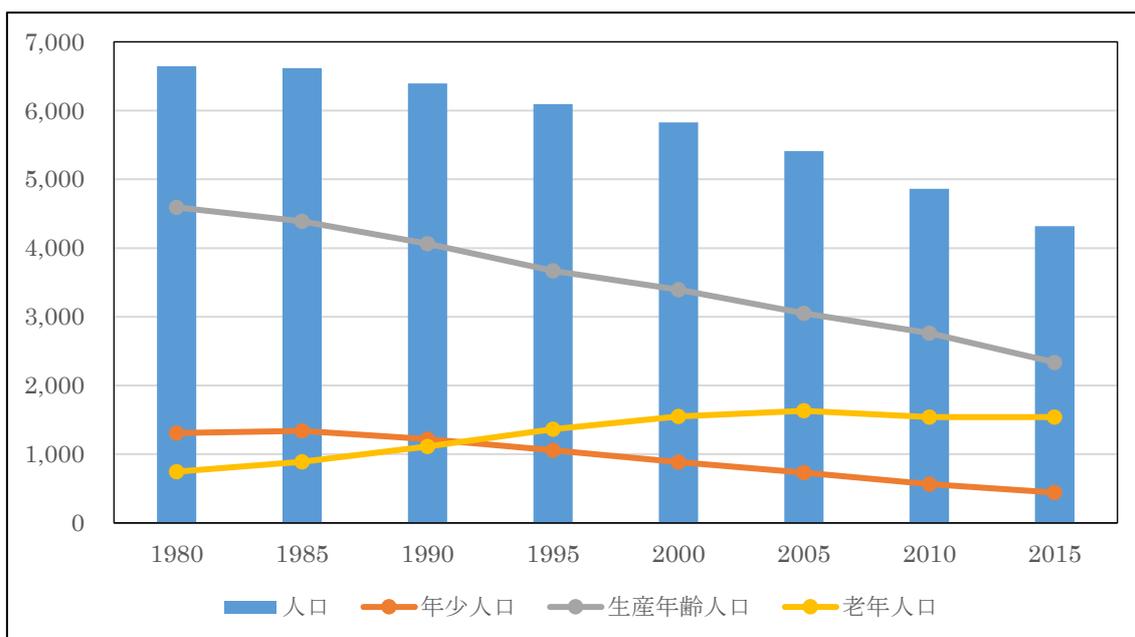


【平成 27 年国勢調査】

2. 年齢別人口構成

鮭川村の 15 歳未満の年少人口比は平成 27 年の国勢調査を比較すると減少傾向、65 歳以上の高齢人口比は増加傾向にあり、総人口に占める割合は 35.6% となっています。

県や全国と比べると年少人口の構成比は低く、高齢化率は高くなっており、少子高齢化が顕著に進んでいます。



【平成 27 年国勢調査】

第2節 各分野における審議会等に占める女性の割合

平成 30 年度末現在の鮭川村における地方自治法に基づく審議会等の数は 17 で、そのうち女性委員がいる審議会数は 11、委員総数 122 人のうち女性委員数は 19 人で、割合は 15.6%でした。これは、山形県の 51.7%(平成 30 年度末)、国の 37.6%(平成 30 年 9 月 30 日)と比べ、かなり低い傾向にあります。村の行政運営に女性の意見を反映させるためにも、今後女性の登用、参画拡大に積極的に取り組むことが重要となります。

第3節 男女共同参画に関するアンケート調査結果

計画の策定にあたり実施したアンケート調査につきまして、結果は 20 ページからのおりとなりました。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

鮭川村では、平成 22 年度に策定した村政の総合的な指針である「第2次鮭川村総合発展計画(平成 23 年度～令和2年度)」において、その将来像を「人と自然と文化が輝くむら 鮭川」と掲げています。その施策の大綱「手をつなぎ文化を育む村づくり」において、「楽しく学びあう村づくり」という基本計画を掲げ、その中に男女共同参画社会の推進を定めています。

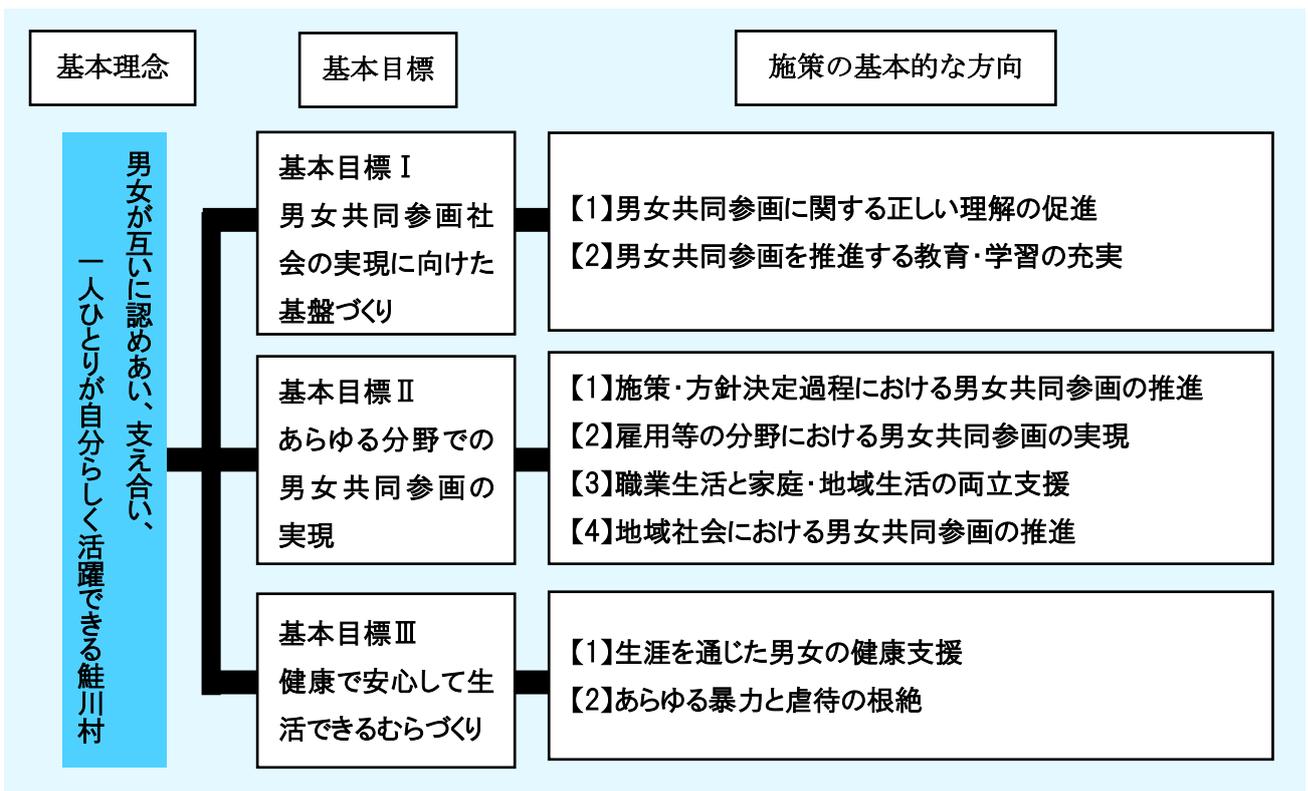
本計画は、「第2次鮭川村総合発展計画」における男女共同参画の部門計画の役割を担う位置付けとなるため、「第2次鮭川村総合発展計画」の将来像及び基本計画に基づき、鮭川村男女共同参画計画の基本理念を次のように掲げます。

男女が互いに認めあい、支え合い、一人ひとりが自分らしく活躍できる鮭川村

住民一人ひとりが社会のあらゆる分野において、性別にかかわらず参画できる環境が整備され、その能力や個性を十分に発揮し、協力し合っていきいきと暮らせる村づくりの実現を目指します。

第2節 基本目標及び施策の基本方向

基本理念を具現化するための基本目標及びその基本方向については、次のとおり体系づけます。



第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

【1】男女共同参画に関する正しい理解の促進

男女共同参画を推進するにあたり、まずは男女共同参画に対する正しい理解が必要となります。

また、男女共同参画社会基本法においては、「男女の人権の尊重」及び「社会における制度または慣行についての配慮」が筆頭に掲げられており、人権の尊重は、男女共同参画社会を形成する上で、基盤となる考え方です。一人ひとりが性による差別を受けることなく、人間として尊重されるという理念のもとに、あらゆる人権問題の解決に向けた広報・啓発を推進します。

さらに、社会通念や慣習による「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は依然として根強く、意識改革に取り組む必要があります。

アンケート結果においても、固定的な性別役割分担がみられ、その意識は生活習慣に反映されており、まずはこうした意識を払拭していくことが課題といえます。

■具体的な取り組み

	施策名	取組内容	主な担当課
1	研修会等の開催	○男女共同参画に関する研修会を開催します。 ○県や各種団体が主催する男女共同参画に関する事業・セミナーなどの参加を呼びかけます。 ○男女共同参画に関する活動団体等に対する支援を行います。	むらづくり推進課
2	人権問題に関する学習機会の提供と啓発	○人権啓発のための講師の派遣や、研修会の開催、周知活動などの人権啓発活動に対して支援します。 ○人権に関する相談会を開催します。	住民税務課
3	性別役割分担意識の見直しのための啓発	○ホームページや広報誌、啓発冊子などを通じて社会通念・慣行・しきたりなどを見直すきっかけとなるような広報や啓発活動を行います。	総務課 むらづくり推進課

4	男女共同参画の視点に立った職場づくり	○研修などを通じて男女共同参画意識の向上を図り、男女がともに働きやすい環境づくりを推進します。	総務課 産業振興課 むらづくり推進課
---	--------------------	-------------------------------------------------	--------------------------

【2】男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女がともに、それぞれの能力を発揮しながら社会の形成に参画するためには、その基礎となる教育や学習における意識付けが非常に重要です。アンケート結果において、学校教育の場における男女の地位は、大半の方が平等であると回答していましたが、性別などによる差別の廃止や基本的人権の尊重を学ぶ場が必要です。

学校教育や社会教育・生涯学習など、家庭や学校、地域等様々な場を通して、男女平等と相互理解についての学習機会を充実させます。また、より理解を高めるため、適切な表現の浸透や、情報・知識の学習の機会を提供し、男女共同参画社会を築くための意識づくりを目指します。

■具体的な取り組み

	施策名	取組内容	主な担当課
1	差別やいじめを無くす教育の推進	○差別やいじめに対して、しない、させない、ゆるさないの意識の育成と、人権文化を育む教育に取り組めます。	教育課
2	学校教育における男女共同参画に関する教育の促進	○中学期に男女共同参画の意識を醸成するため、山形県男女共同参画センターなどが配布する教材を活用し、学校において男女共同参画についての教育を促進します。 ○固定的な性別の職業観にとらわれない、主体的な進路・職業選択ができるよう、キャリア教育の充実を図ります。	教育課
3	家庭における男女共同参画に関する意識醸成	○男女共同参画への意識を高めるため、児童生徒等の保護者に対して、情報提供や研修機会の充実に努めます。 ○村民が自主的に行う男女共同参画に関する活動に対し、支援を行います。	むらづくり推進課 教育課

基本目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現

【1】施策・方針決定過程における男女共同参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画は、女性の意見や視点を取り入れることにより、社会の構造や仕組みを変えていくことにつながり、多様性をもつ発展に欠くことができないものです。各分野への女性の活躍を促し、政策・方針決定に共同して参画する機会が確保されるよう推進します。

■具体的な取り組み

	施策名	取組内容	主な担当課
1	審議会等への女性登用の推進	○村の政策方針決定や施策立案の場である審議会や委員会への女性委員の参画を促進するとともに、女性委員のいない審議会などの解消を目指します。 ○審議会や委員会への女性登用率を令和7度末まで30%以上になるよう努めます。	全課
2	研修会を通じた人材の育成	○男女共同参画に関する研修会の参加を通じて、地域で男女共同参画を促進するリーダーとなる人材の育成に努めます。	むらづくり推進課
3	経営・運営方針決定の過程への女性の参画の推進	○関係課や商工会等と連携し、事業所や各種団体の代表や役員への女性の参画を働きかけます。	産業振興課 むらづくり推進課

【2】雇用等の分野における男女共同参画の実現

近年、人口減少の影響で、若い世代の就業者数が減少しており、社会は男女等問わず労働力を必要としています。また女性自身も就業意識が高まり、継続的な就業や再就職を希望する女性が増えています。

それに伴い、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの法整備が進められてきましたが、昇進、賃金等の面では依然として男女の格差がみられ、また、出産や育児等で一旦仕事を離れなければならない女性がいます。さらに、男性の育児休暇取得の推進も課題となっています。

こうした状況を改善するため、雇用や就業における男女の均等な機会と待遇の確保、女性の就業継続、再就職などに対する支援への取り組みが重要となるため、関係機関と連携して推進します。

■具体的な取り組み

	施策名	取組内容	主な担当課
1	職業能力向上に向けた講座等の情報提供	○女性の各種職業能力向上のために開催される講座や研修会等の情報を収集し、広報やホームページ等を通じた情報提供に努めます。	産業振興課 むらづくり推進課
2	事業所等に対する広報・啓発	○男女雇用機会均等法や労働基準法などの法制度や、女性の雇用及び労働条件向上に関する情報を提供、働きやすい職場作りのために広報・啓発の推進に努めます。 ○育児・介護休業制度や看護休暇制度を取得しやすい労働環境の整備などについて、事業所に周知・啓発を行います。	産業振興課 むらづくり推進課

【3】職業生活と家庭・地域生活の両立支援

アンケート結果から、家事や育児・介護等は主に女性が担っている場合が多く、男性の協力を必要としている女性が多いと考えられます。また、日常生活について、「仕事」を優先したいという人は少数だったのに対し、現状は3分の1以上の人が「仕事優先」となっていました。また、仕事と育児・介護との両立支援制度の充実を求めている方が多くみられました。

男女がともに協力し合って家庭生活や職業生活を送ることができるよう、家庭や企業、地域、行政が一体となって各種制度の周知やサービスの充実に努めることが必要です。仕事と家庭生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)がとれた生活ができるよう、育児休業や介護休業を取得しやすい環境整備や、労働時間短縮に向けた働きかけなど、様々な施策に取り組めます。

■具体的な取り組み

	施策名	取組内容	主な担当課
1	事業所等に対するワーク・ライフ・バランスの広報・啓発	○適切な仕事時間と生活時間の配分をし、男女が共に家事・育児を担えるようワーク・ライフ・バランスに関連する情報を事業所等に広報・啓発を行います。 ○男女が安心して働けるよう、関係機関と連携して育児・介護休業制度の普及啓発に努めます。	健康福祉課 むらづくり推進課

2	働きやすい就業条件と職場環境の整備	○男女共同参画の視点に立った職場環境の見直しや整備を推進します。 ○事業所等におけるセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止のため、関係法令等の普及に努め、情報提供を行い啓発を図ります。	総務課 産業振興課 むらづくり推進課
3	多様な保育サービスの充実	○乳児保育、延長保育、学童クラブ等、多様な保育ニーズへの対応を図るため、保育サービスの内容や体制の充実を図ります。	健康福祉課
4	育児・料理・介護教室等の開催	○家事に対する性別役割分担の解消を目指し、男女共に家事への参加を促進するため、育児・料理・介護教室等を開催します。	健康福祉課 教育課

【4】地域社会における男女共同参画の推進

少子高齢化や核家族化が進む中、地域社会の果たす役割はますます大きくなっています。

近年、国内では大地震や土砂災害、台風や大雪など、様々な自然災害が頻発しています。被災時には家庭的責任が女性に集中するという問題や、避難生活において男女のニーズの違いがみられることから、「防災の現場には女性の目線も必要である」という視点が浮き彫りになっています。男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の確立を目指します。

また、アンケート結果より、まだまだ女性の地域活動への参加が男性と比べ少ないのが現状です。活力ある地域社会が形成されるよう、様々な機会を通じて地域活動への支援に努めます。

■具体的な取り組み

	施策名	取組内容	主な担当課
1	地域活動への女性参画の推進	○環境・防犯・防災などの地域課題に対し、性別にとらわれることなく多様な考え方が活かされるよう地域への働きかけを行うとともに、女性や女性団体の人材育成を推進します。 ○公共施設などに男女共同参画に関するポスター等を掲示します。 ○地区の役員に女性を登用するよう依頼していきます。	総務課 むらづくり推進課 危機管理室

2	女性の視点を活かしたむらづくりの推進	<p>○むらづくりのための計画の策定や更新にあたって、女性の視点を活かす機会を充実し、計画に反映させます。</p> <p>○地域づくりの活動グループや人材の育成支援を行います。</p>	総務課 むらづくり推進課
3	防災知識の普及	<p>○地域防災計画に基づき、男女のニーズの違いに配慮した防災知識の普及に努めます。</p> <p>○避難所において、女性の視点で運営を行うよう努めます。</p>	危機管理室
4	地域防災活動への男女共同参画の推進	<p>○自主防災組織・自治会などの地域コミュニティが防災に果たす役割が大きいことから、固定的な性別役割分担意識を見直し、女性リーダーの育成をはじめ、女性消防団等の女性の参画を促し、地域防災力の向上に努めます。</p>	危機管理室

基本目標Ⅲ 健康で安心して生活できるむらづくり

【1】生涯を通じた男女の健康支援

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の実現に向けて基本的な条件となります。特に女性は、妊娠や出産など、ライフステージごとの心身の状況や生活の変化も大きく、健康を維持しつつ安心して生活できる環境を整備することが求められます。

男女ともに生涯にわたる心と体の健康に関心を持ち、安心して自立した生活を送ることができるような健康づくりへの取り組みを進めるとともに、高齢者・障がいのある人の自立と社会参加を目指します。

■具体的な取り組み

	施策名	取組内容	主な担当課
1	健康な身体づくりの推進と心身の問題に関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○男女が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、検診の受診を促進し、相談・支援に努めます。 ○健康づくりのための運動教室・栄養教室・健康相談などを実施します。 ○総合型地域スポーツクラブと連携を図ります。 	健康福祉課 教育課
2	妊娠・出産・育児等に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠・出産・不妊にあたっての必要な保健指導および相談事業の充実に努めます。 ○子育てに関する教室などへの父親参加を促進するため、広報・啓発活動の充実に努めます。 	健康福祉課
3	総合的な食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○食生活改善推進員を育成し、地域での食育活動を支援します。 ○学校・保育所と連携した食育活動を推進します。 	健康福祉課 産業振興課 教育課
4	性に関する正しい理解と互いの意思の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ○各ライフステージに応じて、男女の互いの身体的特徴を十分理解し、避妊や性感染症に対する正確な知識を持ち、互いの性を尊重することができるよう啓発に努めます。 	健康福祉課 教育課
5	福祉サービ	<ul style="list-style-type: none"> ○住み慣れた地域で安心して暮らすことができ 	健康福祉課

	スの情報提供などの充実	るよう、高齢者・障がい者福祉サービスなどの情報提供の充実に努めます。	
6	高齢者・障がい者の生きがいづくり支援、就労支援	<p>○生きがいを持って生活が送れるよう、老人クラブや講座、スポーツ、交流などの各種活動に対する支援に努めます。</p> <p>○シルバー人材センターなどの関係機関や企業などへの働きかけを行い、就労を支援します。</p>	健康福祉課 教育課

【2】あらゆる暴力と虐待の根絶

男女が対等な人間として認め合い活躍できるようにするためには、男女間の暴力や虐待はあってはなりません。

アンケート調査の結果、配偶者やパートナーによる暴力「ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」)」を受けたことがある人が10%、まわりで経験した人がいると回答した人が10%もいました。また、自分が経験したことがあると回答した人のうち、半数の人が誰にも相談していません。DVに対する認識が薄く、理解が不十分で被害が潜在化しやすい傾向にあります。家庭や学校等におけるDV及びデートDV防止のための教育の充実をはじめ、DV防止のための広報・啓発を推進します。同時に、「相談しやすい」環境づくりにも努めます。

性別を問わず、暴力行為は人権の侵害です。立場の弱い子どもや女性、高齢者などに対する暴力を未然に防止するため、啓発や相談体制を整備し、あらゆる暴力を根絶する仕組みづくりを目指します。

■具体的な取り組み

	施策名	取組内容	主な担当課
1	暴力・虐待の根絶を目指した広報・啓発活動	<p>○暴力・虐待は人権侵害であるとの認識を浸透させ、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進します。</p> <p>○DVを無くすため、チラシやパンフレットの配布などを通じて、啓発に努めます。</p>	健康福祉課 むらづくり推進課
2	相談支援体制の充実	○相談者のプライバシーに配慮しながら、適切な対応や支援を行うことができるよう、被害者のための相談窓口体制の充実に努めます。	健康福祉課

第5章 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、推進本部を中心として、庁内各部局との連携を強化し、住民、地域、企業などと協力しながら、男女共同参画の視点に立ち総合的に取り組みます。

第1節 推進体制

(1) 住民、地域、団体、企業等との連携

男女共同参画社会の推進は、住民や地域、企業、関係機関、各種団体などによる自主的、主体的な活動が不可欠であり、このような活動との連携や支援を図り、広報や情報提供を通じて幅広い参加を目指します。

(2) 庁内各部局・関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業を推進していくためには、行政が主体的・先導的に果たす役割が大きく、その取り組みは行政のあらゆる分野にわたるため、全ての職員が男女共同参画社会の実現を目指すという共通認識を持つことが重要であり、全庁体制で推進します。

また、庁内のみならず、国や県、周辺市町村との連携・調整を図るなど、様々な取り組みを推進します。

第2節 計画の進行管理

推進本部が中心となり、庁内の各課が実施する施策等の実施状況を把握し、計画を着実に遂行します。

また、施策の評価・検証については、村民や有識者で構成される「鮭川村男女共同参画推進委員会」を設置し、事業として掲げた個々の施策の実施状況を点検・評価、また課題の検討を行い、計画の実現に努めます。

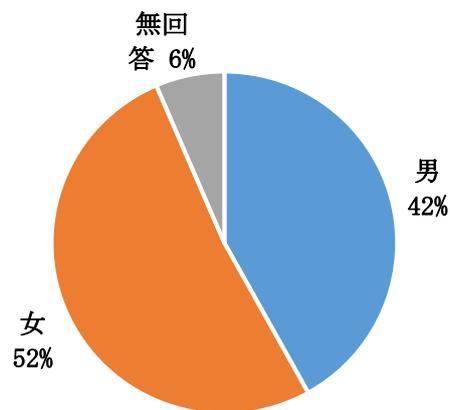
鮭川村男女共同参画に関する調査結果

- 1、調査名称 鮭川村男女共同参画に関する調査
- 2、調査対象 鮭川村に居住する20歳以上の住民
- 3、調査方法 郵送配布・回収
- 4、調査期間 令和元年10月
- 5、配布数 200
- 6、回収状況 93（回収率46.5%）
- 7、アンケート結果 以下のとおり

◆あなた自身のことについて

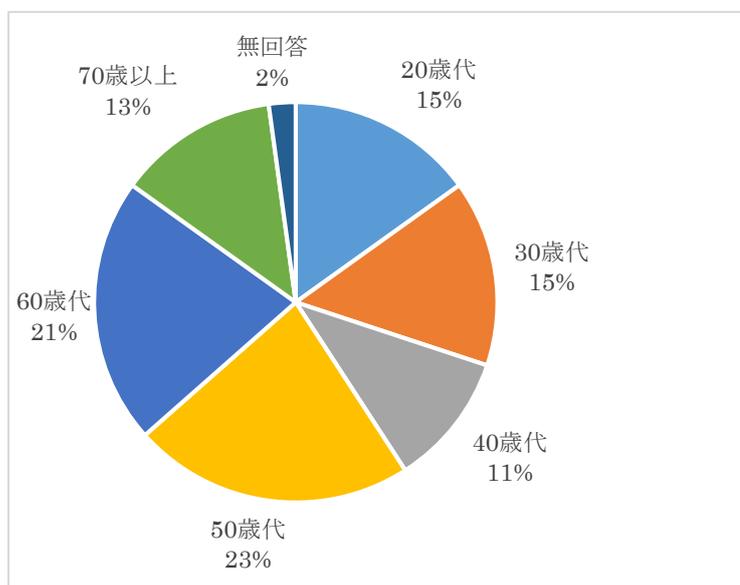
問1 あなたの性別は

	調査数	1	2	3
		男	女	無回答
件数	93	39	48	6
構成比	100.0%	41.9%	51.6%	6.5%



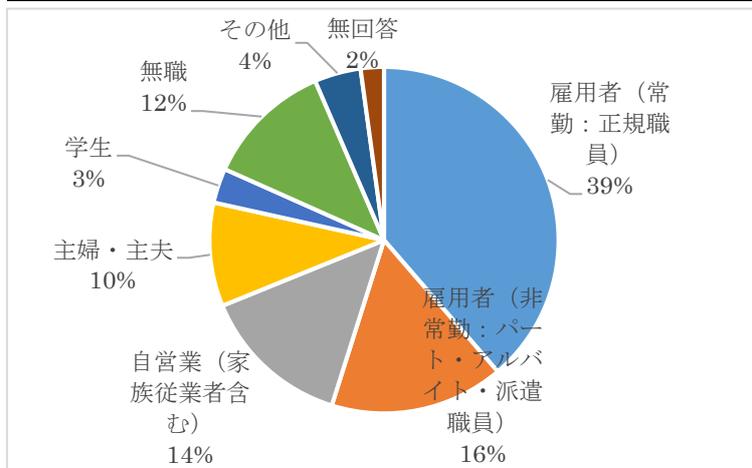
問2 あなたの年齢は

	調査数	2	3	4	5	6	7	8
		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答
件数	93	14	14	10	21	20	12	2
構成比	100.0%	15.1%	15.1%	10.8%	22.6%	21.5%	12.9%	2.2%



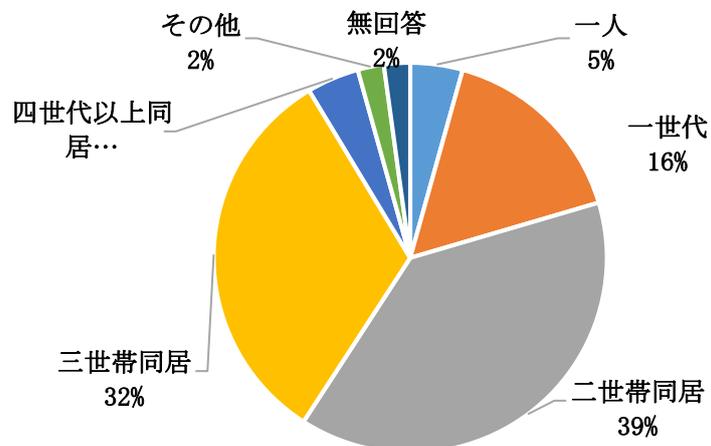
問 3 あなたの職業は

	調査数	1	2	3	4	5	6	7	8
		雇用者(常勤:正規職員)	アルバイト・派遣職員)	雇用者(非常勤:パート)	自営業(家族従業者含む)	主婦・主夫	学生	無職	その他
件数	93	36	15	13	9	3	11	4	2
構成比	100%	38.7%	16.1%	14.0%	9.7%	3.2%	11.8%	4.3%	2.2%



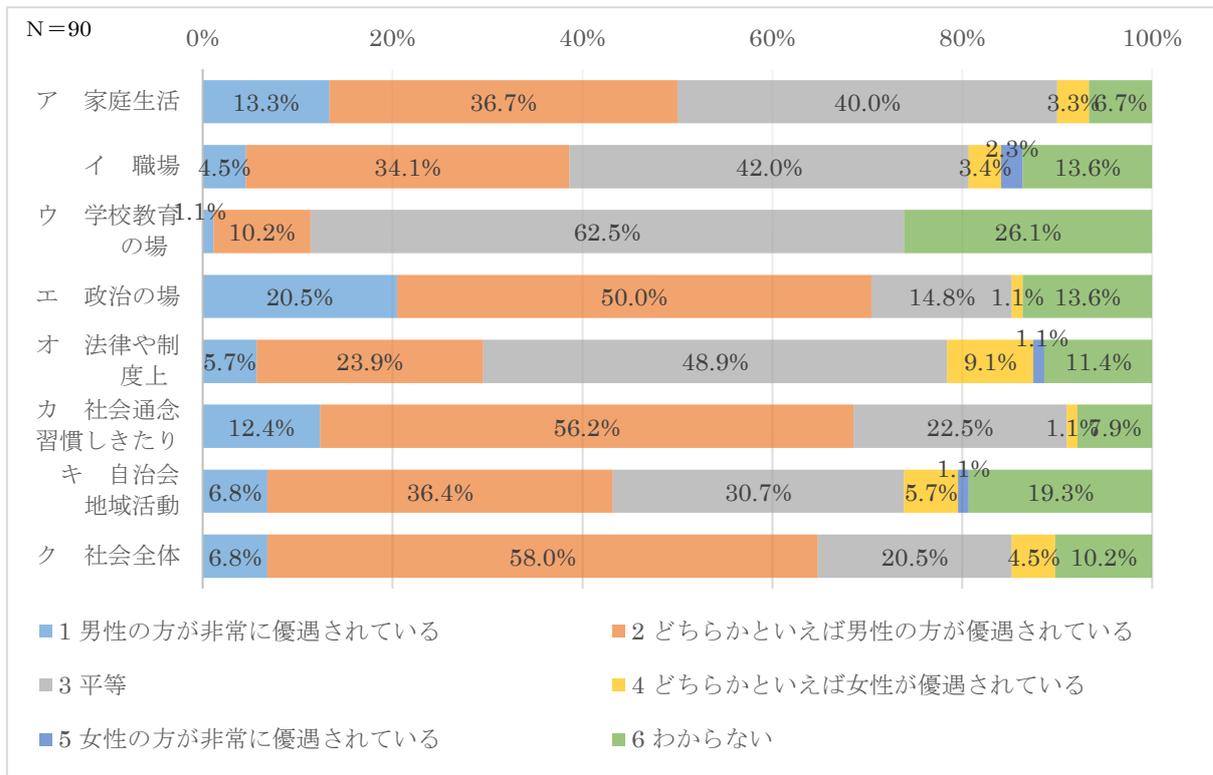
問 4 あなたの家族構成は

	調査数	1	2	3	4	5	6	7
		一人	一世代	二世帯同居	三世帯同居	同居 四世代以上	その他	無回答
件数	93	4	15	36	30	4	2	2
構成比	100%	4.3%	16.1%	38.7%	32.3%	4.3%	2.2%	2.2%



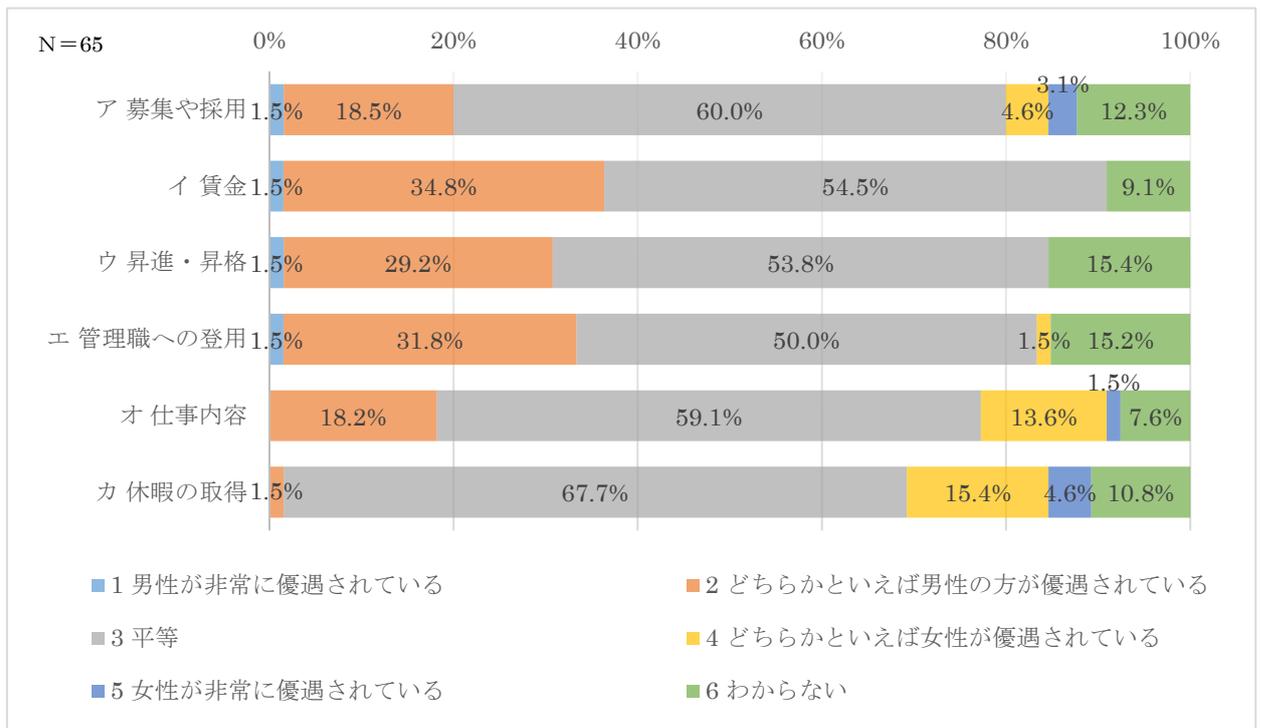
◆男女の地位についておたずねします

問 5 次の様々な場面で、男女の地位は平等になっていると思いますか。(各項目1つ)

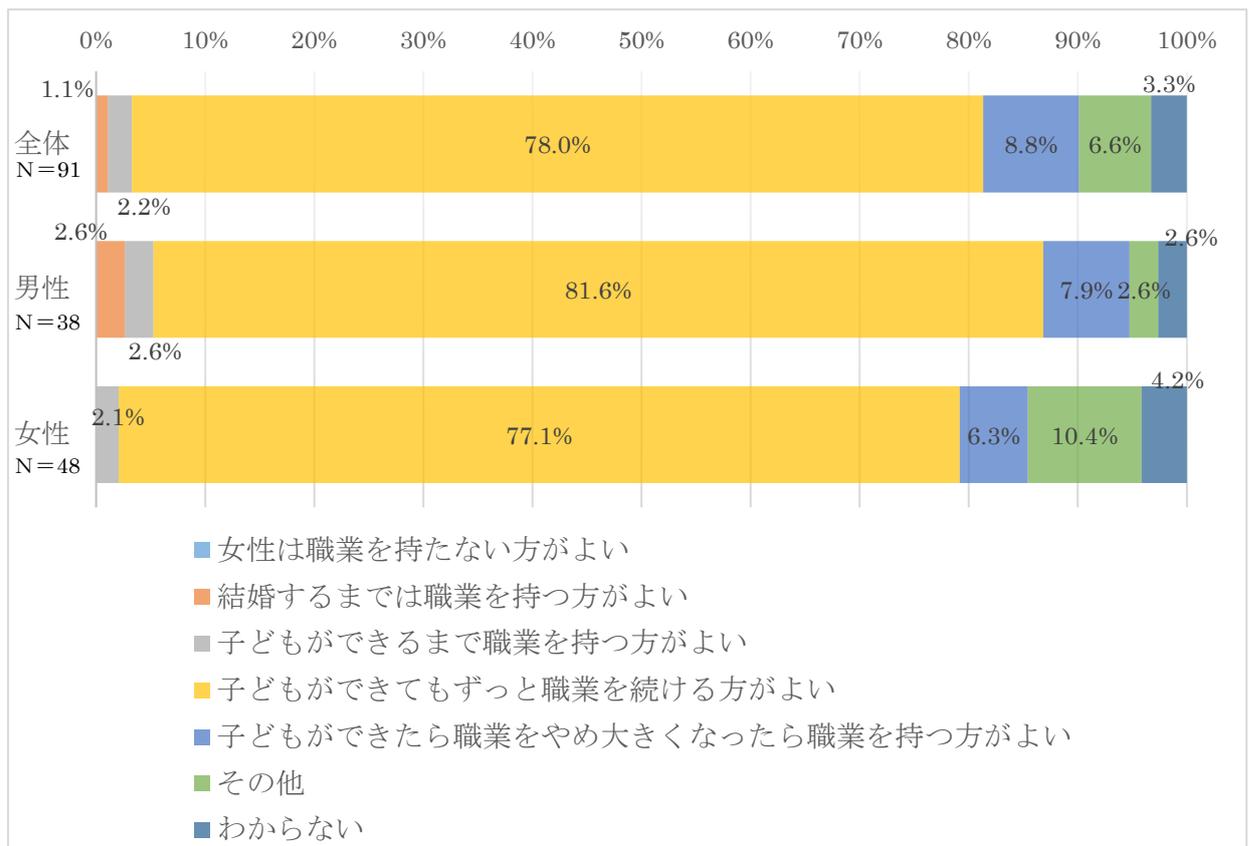


◆仕事についておたずねします(現在仕事をしている方のみ)

問 6 現在の職場では、男女の扱いについて平等だと思いますか。(各項目1つ)

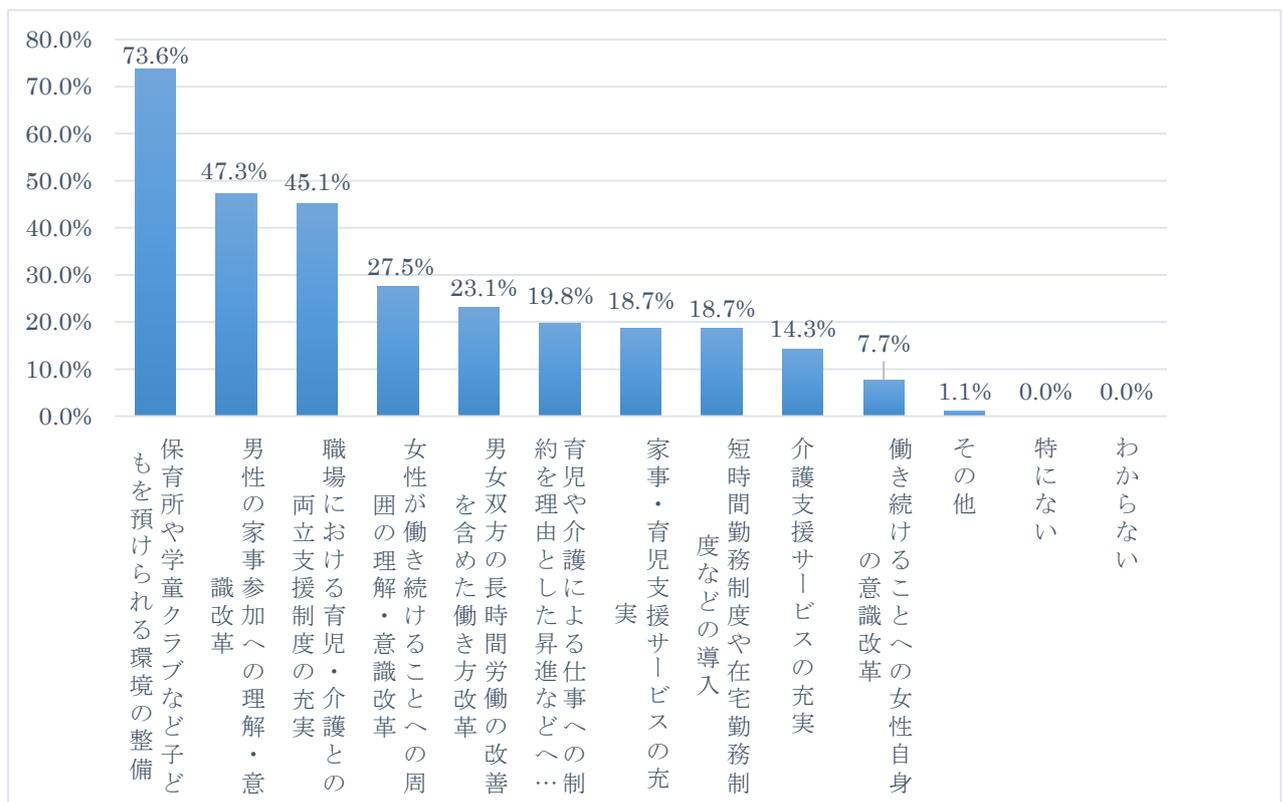


問 7 女性が職業を持つことについて、どうお考えですか。

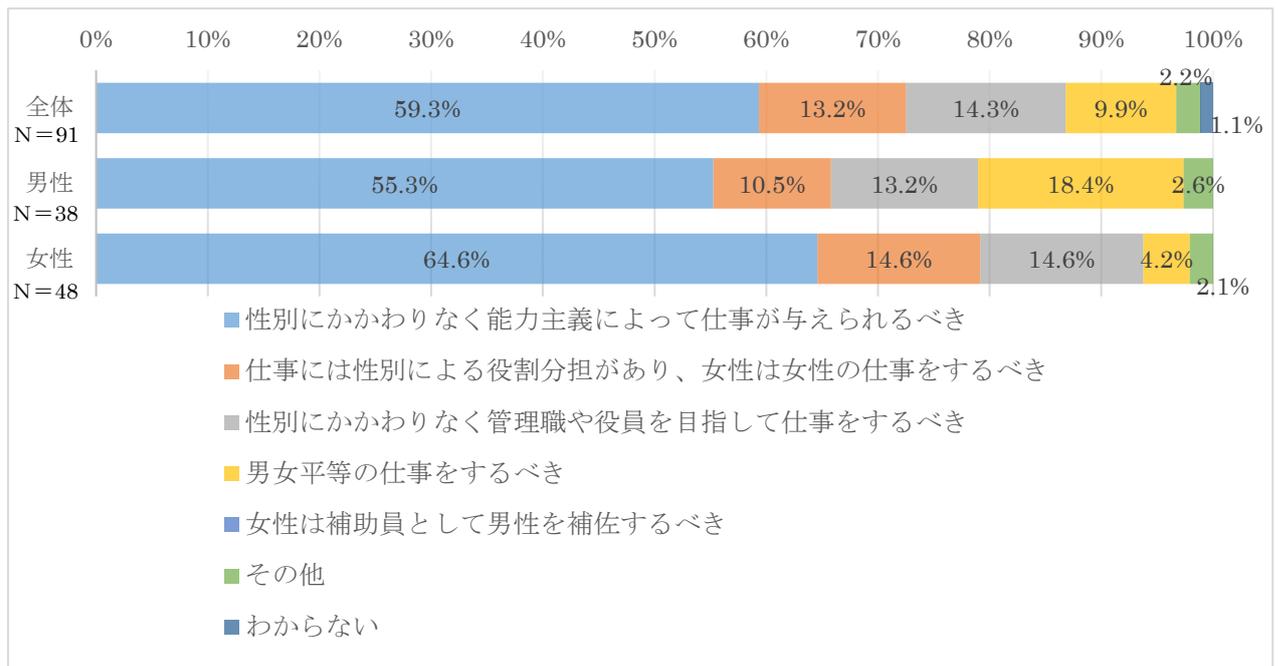


問 8 女性が出産後も離職せず同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場で必要なことは何だと思えますか。(3つまで)

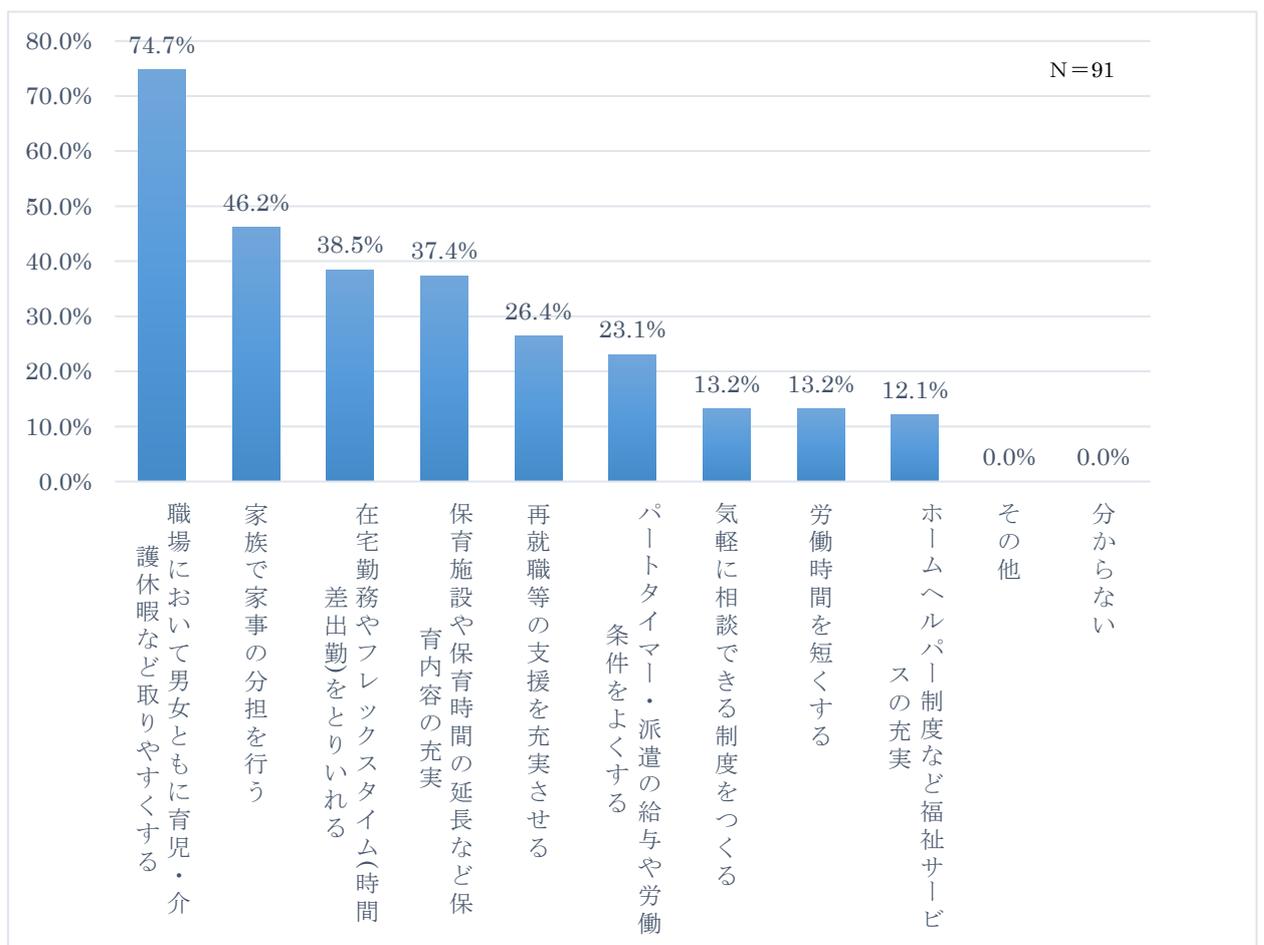
N=91



問 9 女性の望ましい働き方についてどうお考えですか。



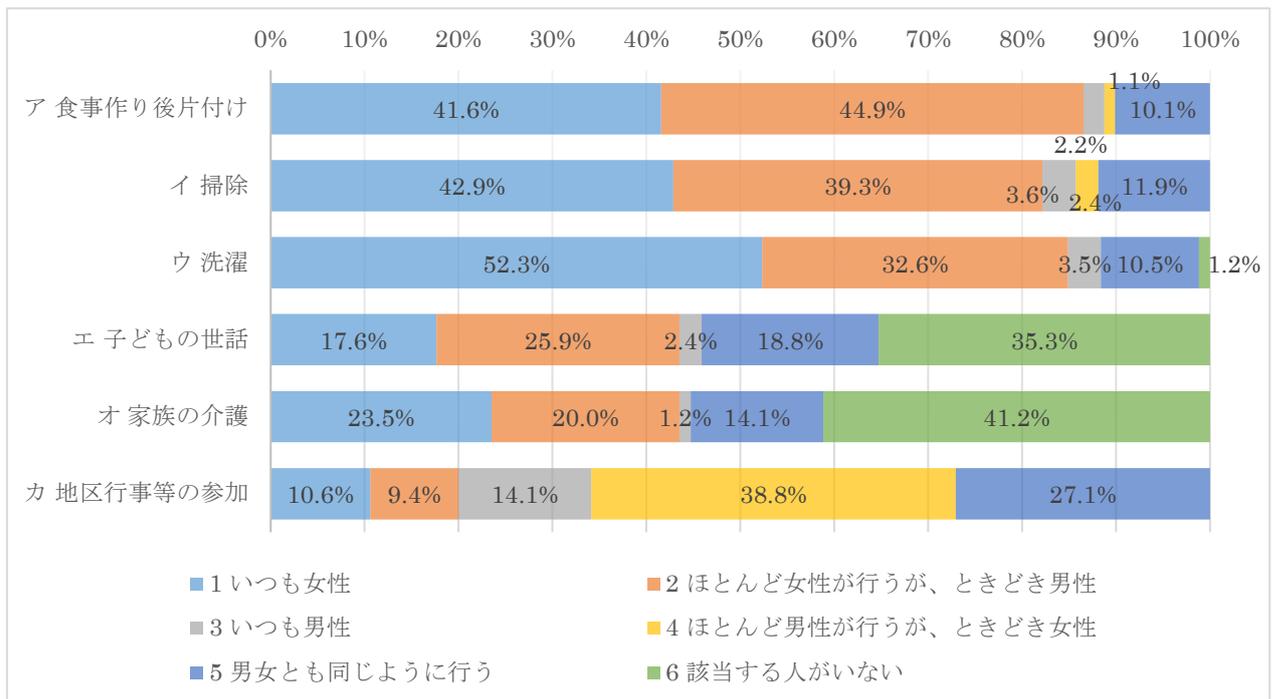
問 10 男女がともに働き続けるためにはどのようなことが必要だと思いますか。(3つまで)



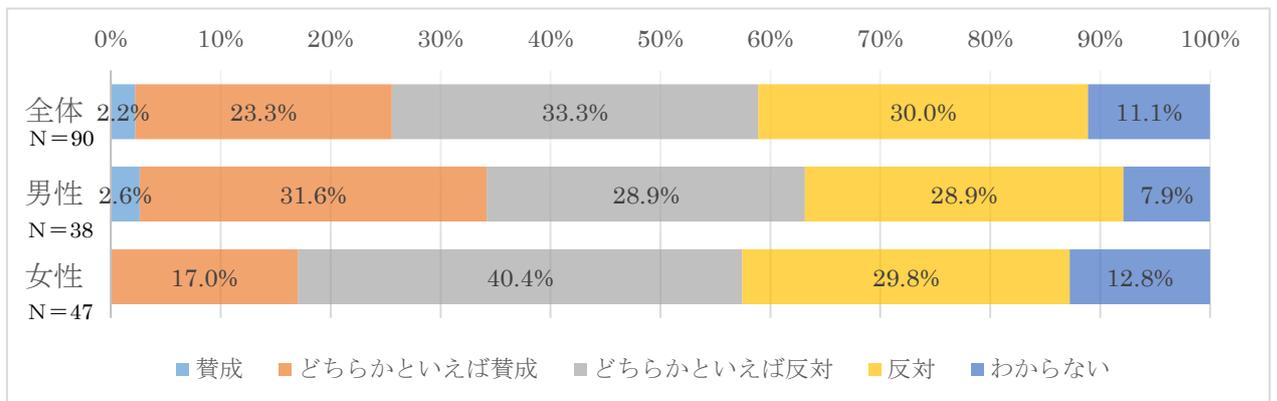
◆家庭生活についておたずねします

問 11 家庭では、家事を誰が主に行っていますか。(各項目1つ)

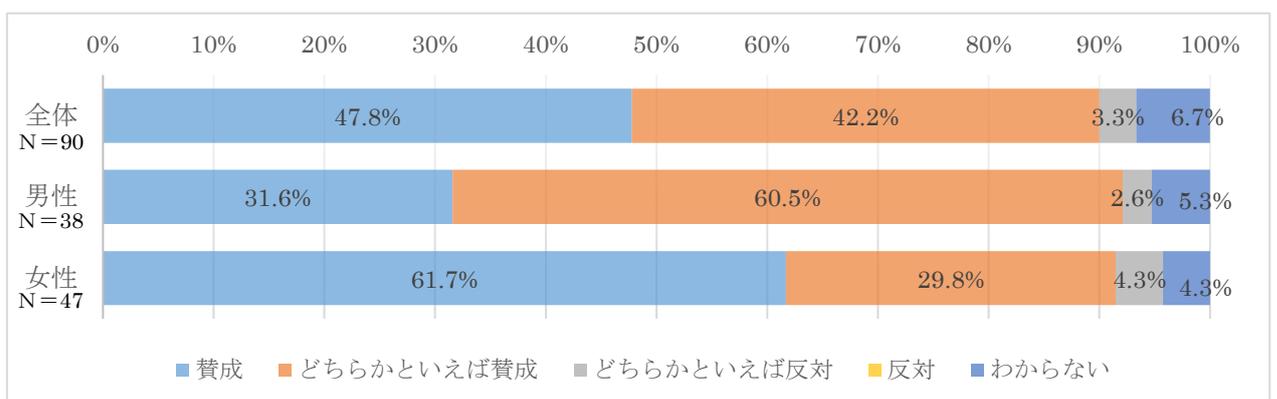
N=89



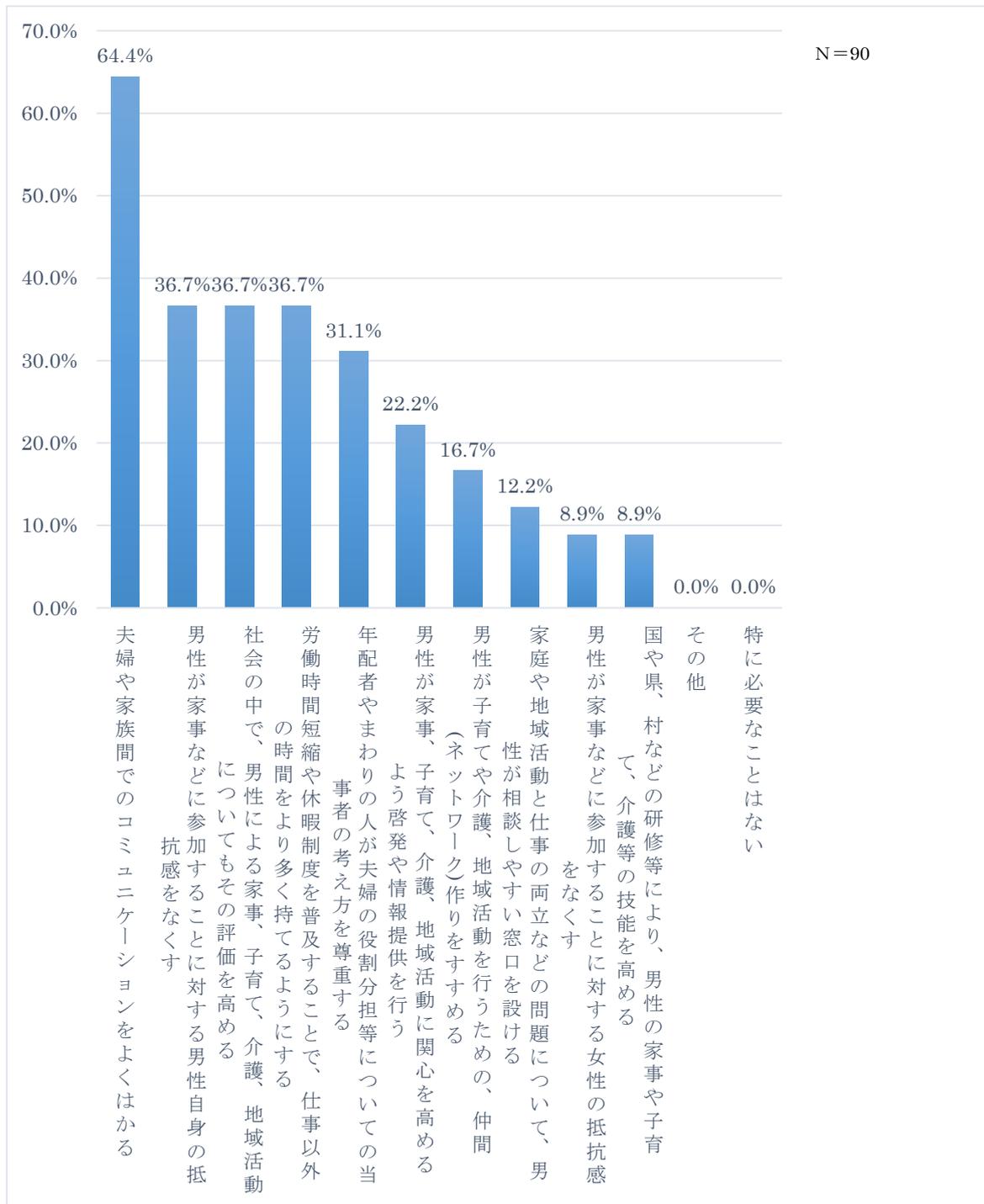
問 12「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という意見にどうお考えですか。



問 13「男性がもっと家庭生活に参加する必要がある」という考え方にどうお考えですか。



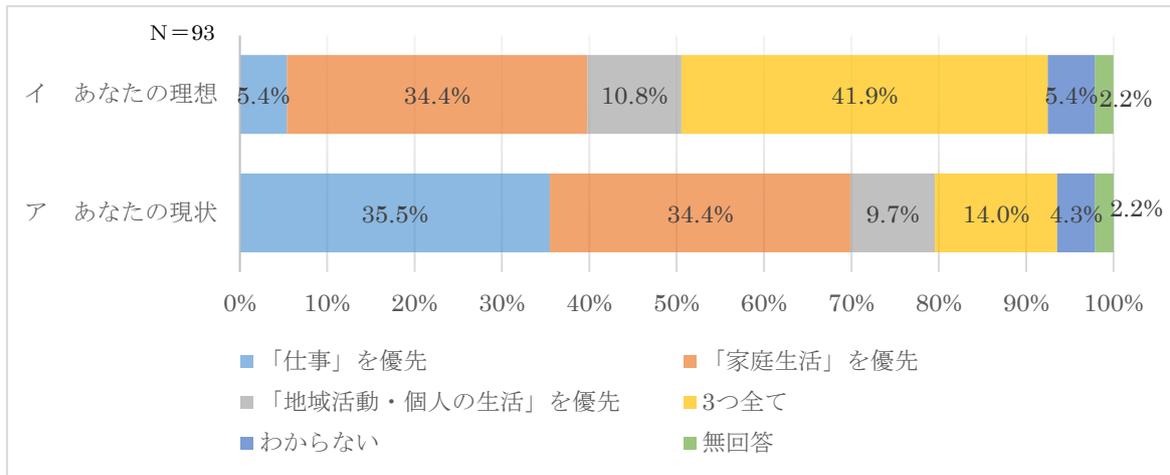
問 14 男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(3つまで)



◆社会への参画についておたずねします

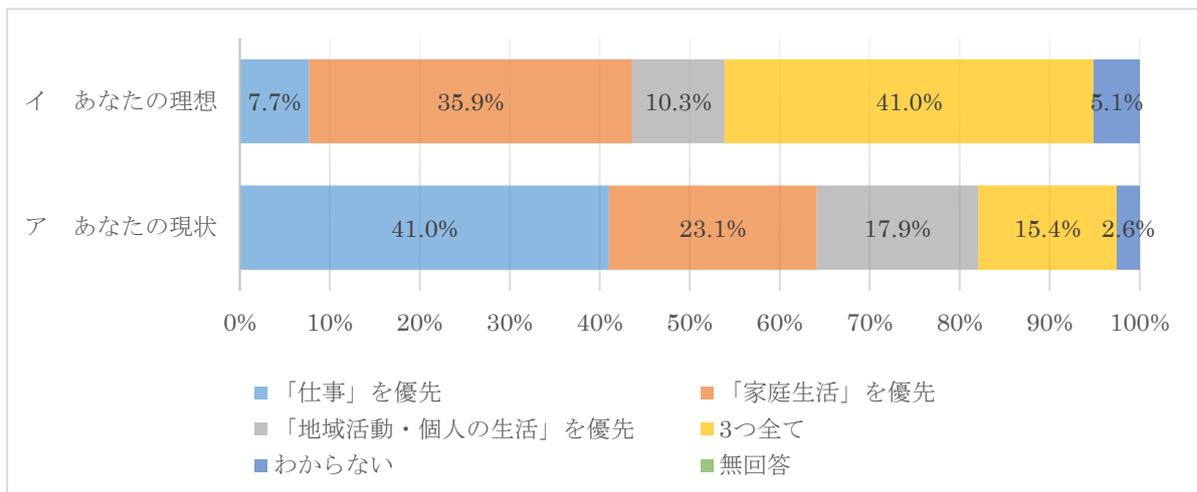
問 15 「仕事」、「家庭生活」、「地域活動・個人の生活(地域活動・学習・趣味・付き合い等)」の3項目について優先しているもの、優先したいものはどれですか。(各項目1つ)

【全体】



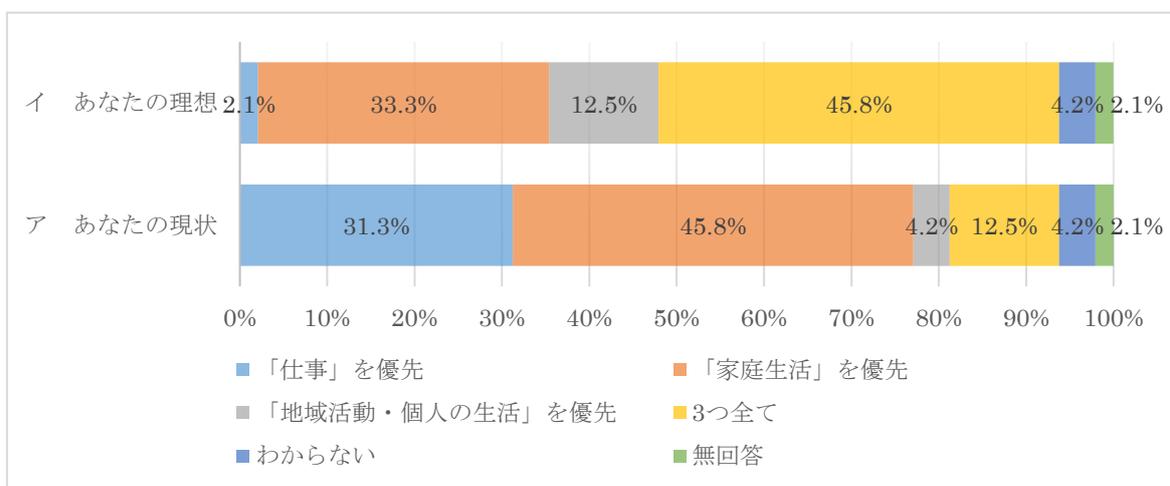
【男性】

N=39

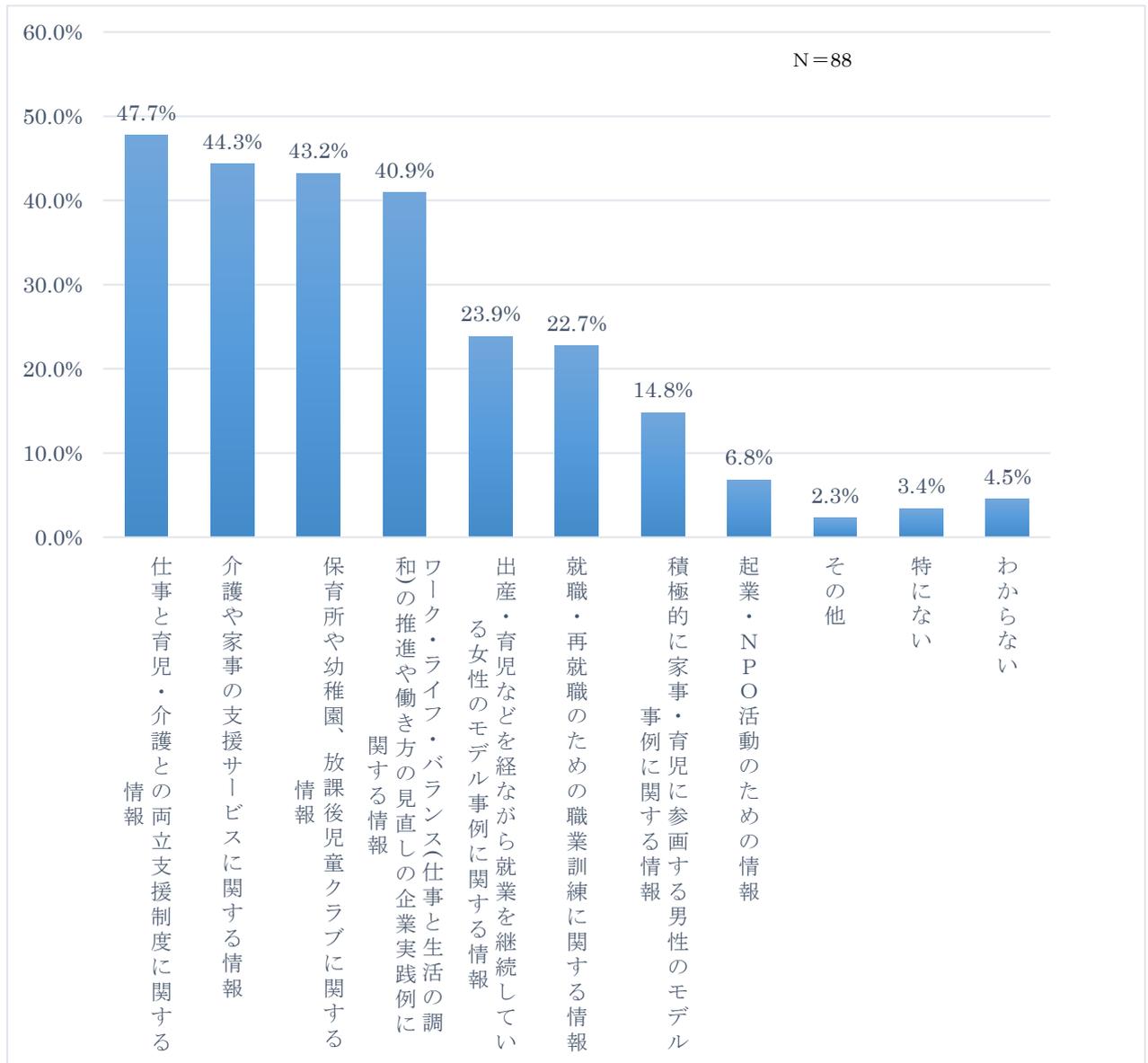


【女性】

N=48

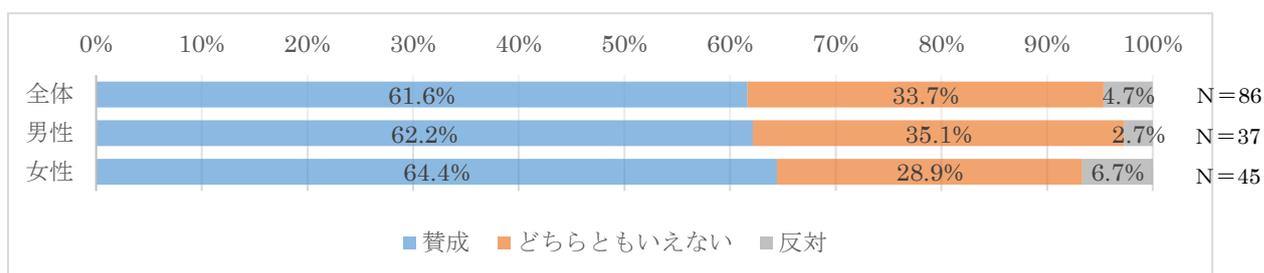


問 16 職場や地域で女性が活躍できるための取組に関する情報のうち、どの情報が必要になると感じますか。(3つまで)

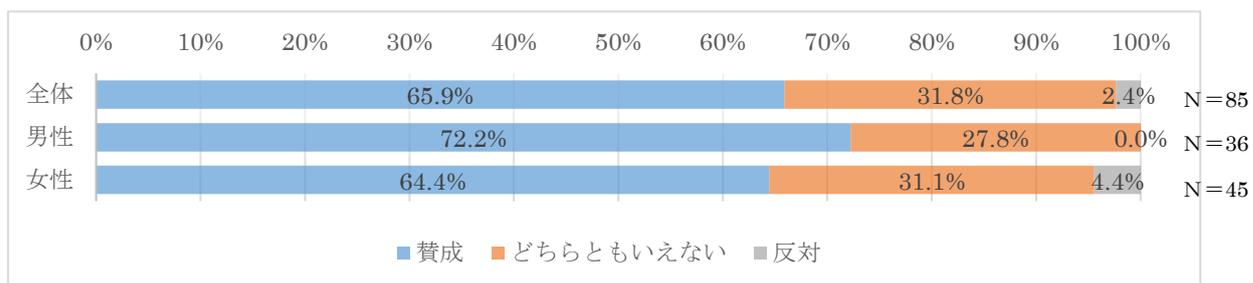


問 17 女性が次の役職等に就くことについて、どう思いますか。(各項目1つ)

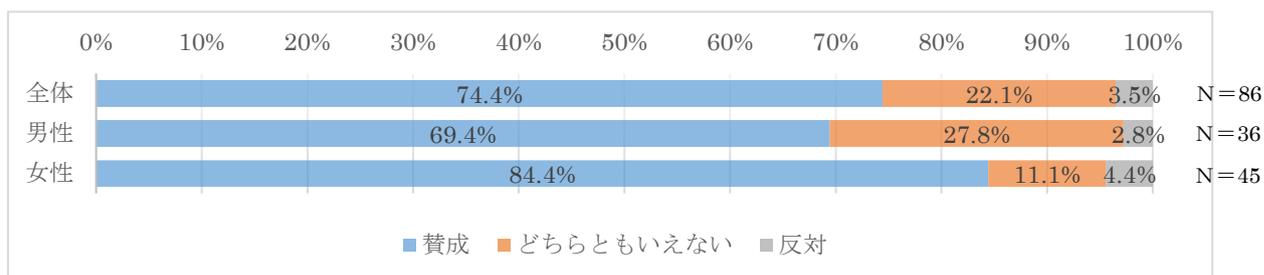
ア 自治会・地区等の会長



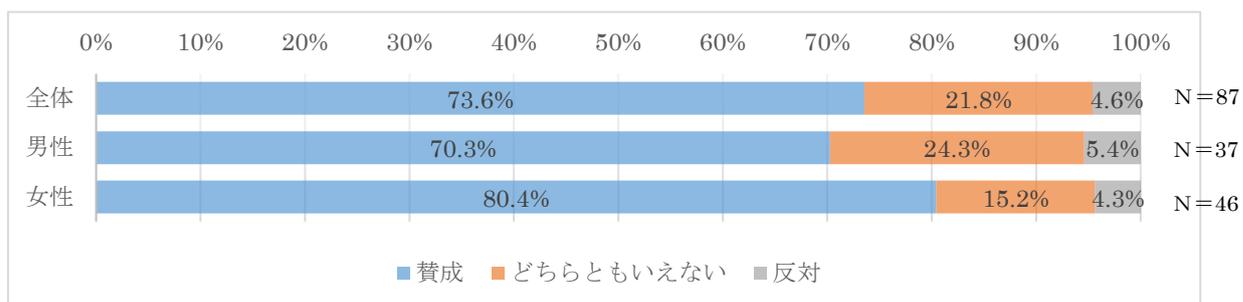
イ PTA・保護者会等の会長



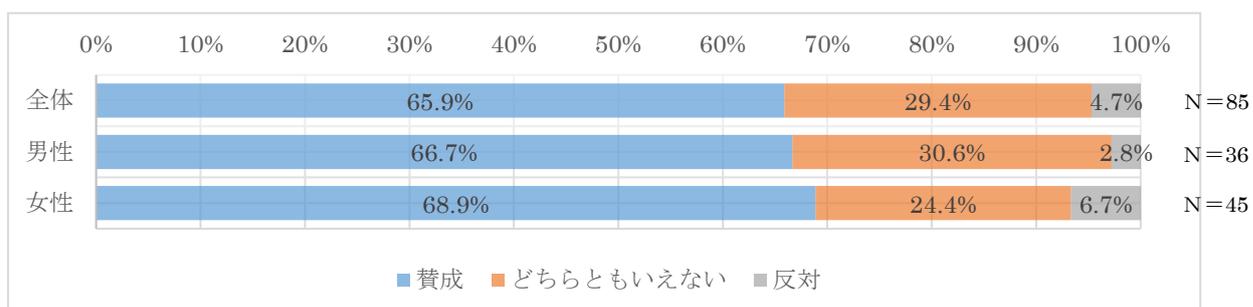
ウ 企業での管理職



エ 県や村の審議会等の委員

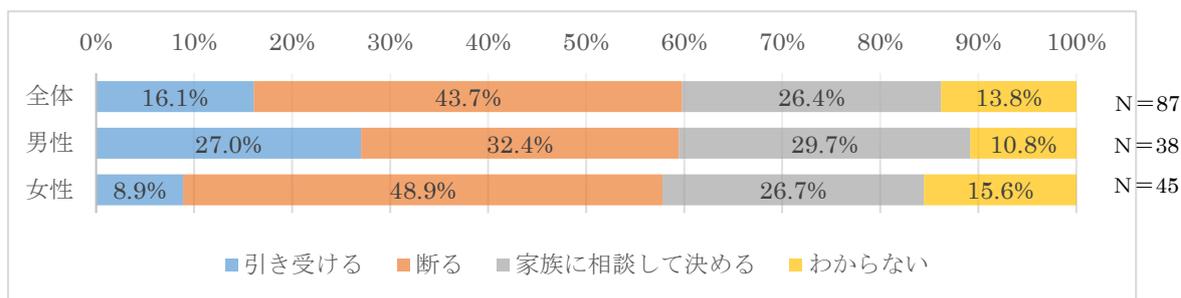


オ 議員や自治体の首長

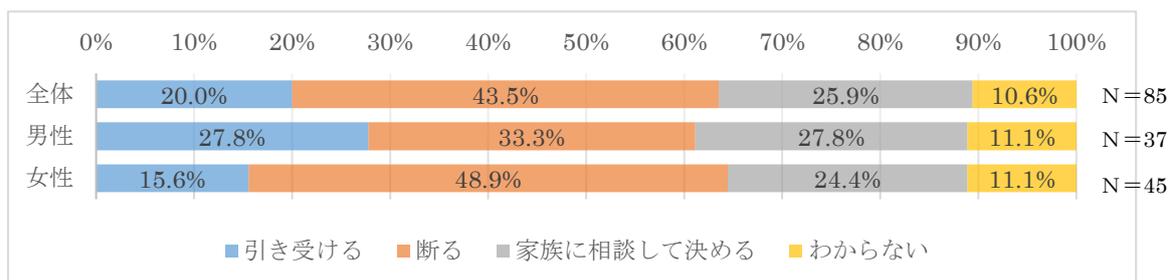


問 18 次の役職等の要請があった場合、あなたは引き受けますか。(各項目1つ)

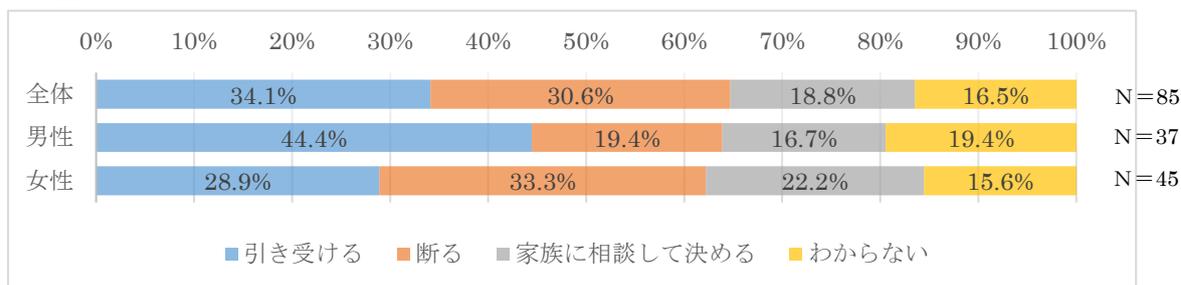
ア 自治会・地区等の会長



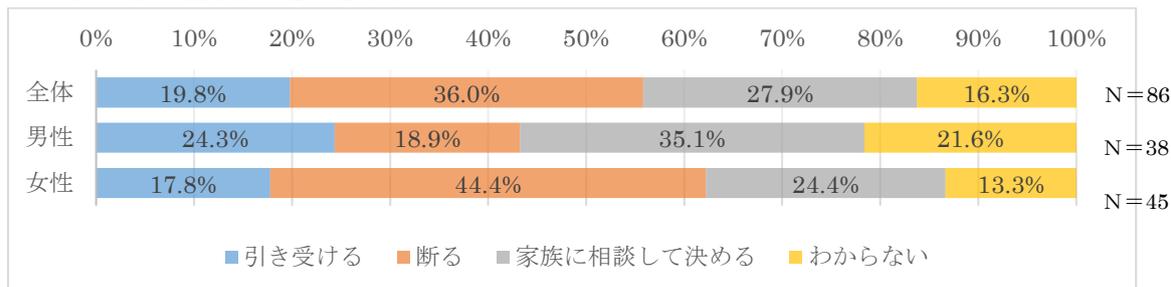
イ PTA・保護者会等の会長



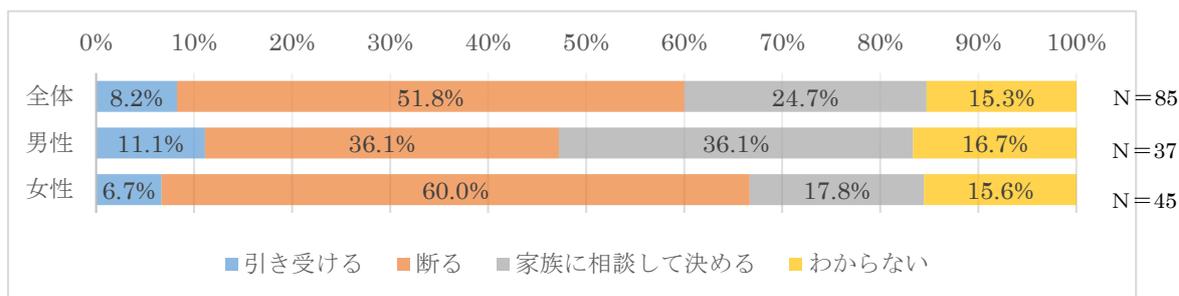
ウ 企業での管理職



エ 県や村の審議会等の委員

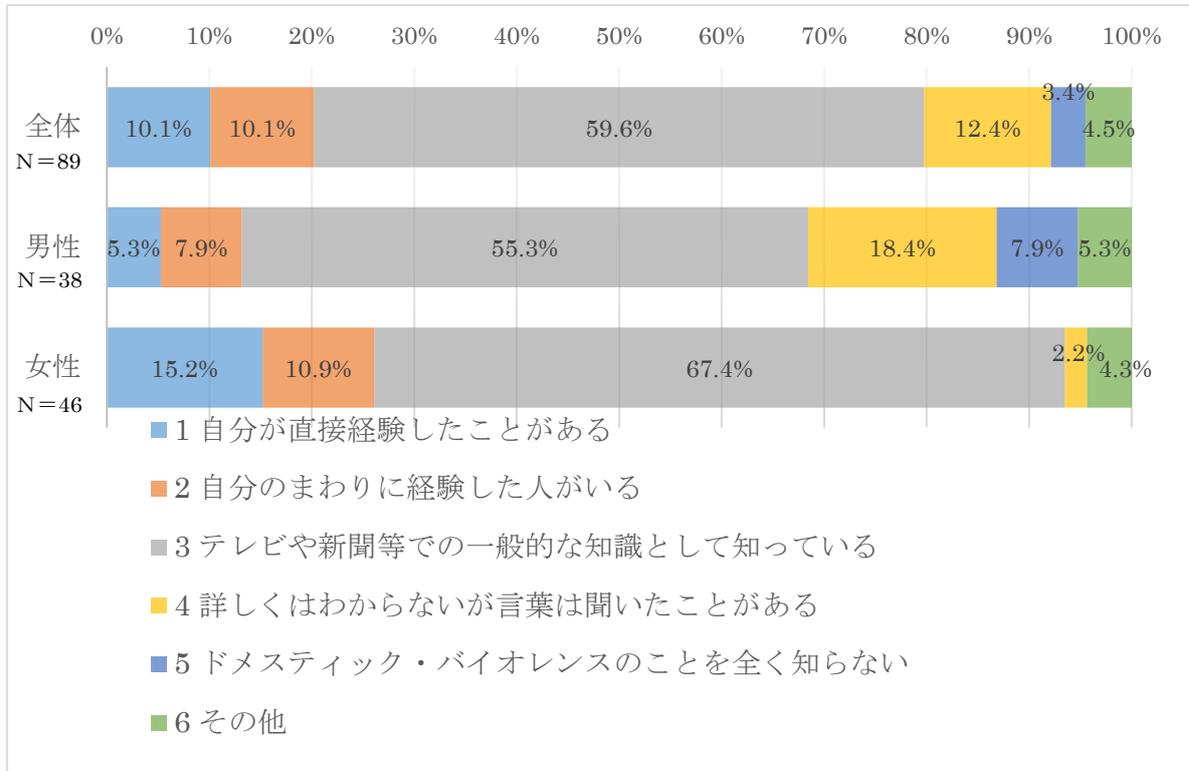


オ 議員や自治体の首長

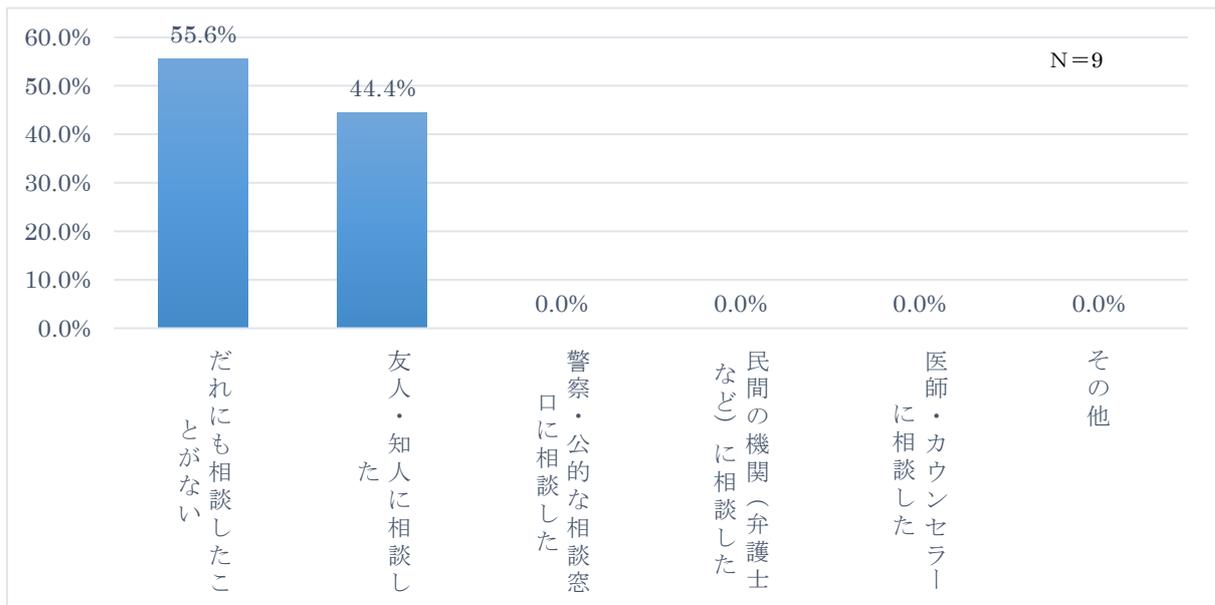


◆ドメスティック・バイオレンスについておたずねします

問 19 ドメスティック・バイオレンスを受けた経験やそのようなことを身近で見聞きしたことはありますか。

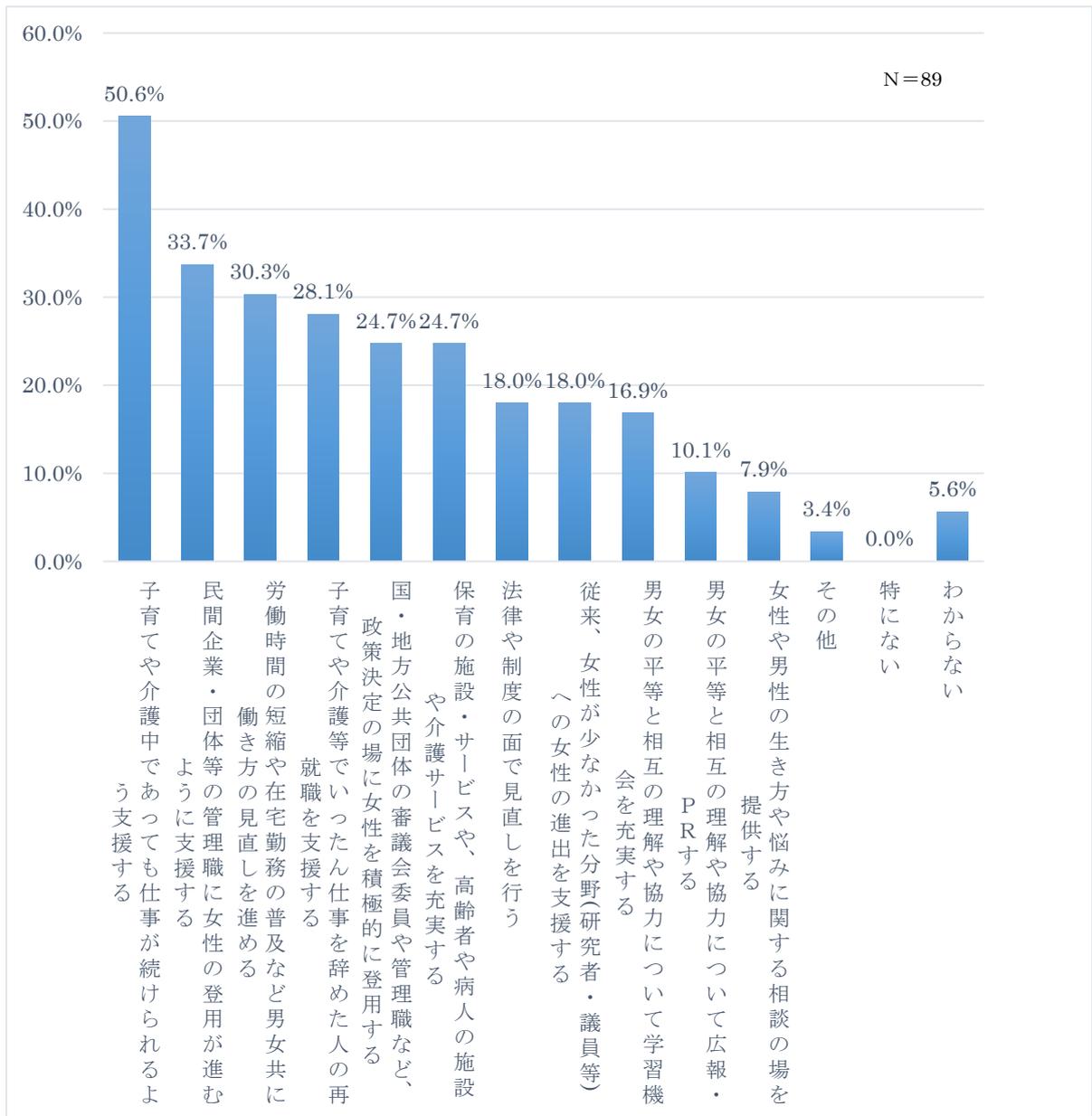


問 20 問 19 で「1」を選んだ方におたずねします。身体的、心理的暴力を受けたことについて、誰かに打ち明けたり、相談したりしたことはありますか。(いくつでも)



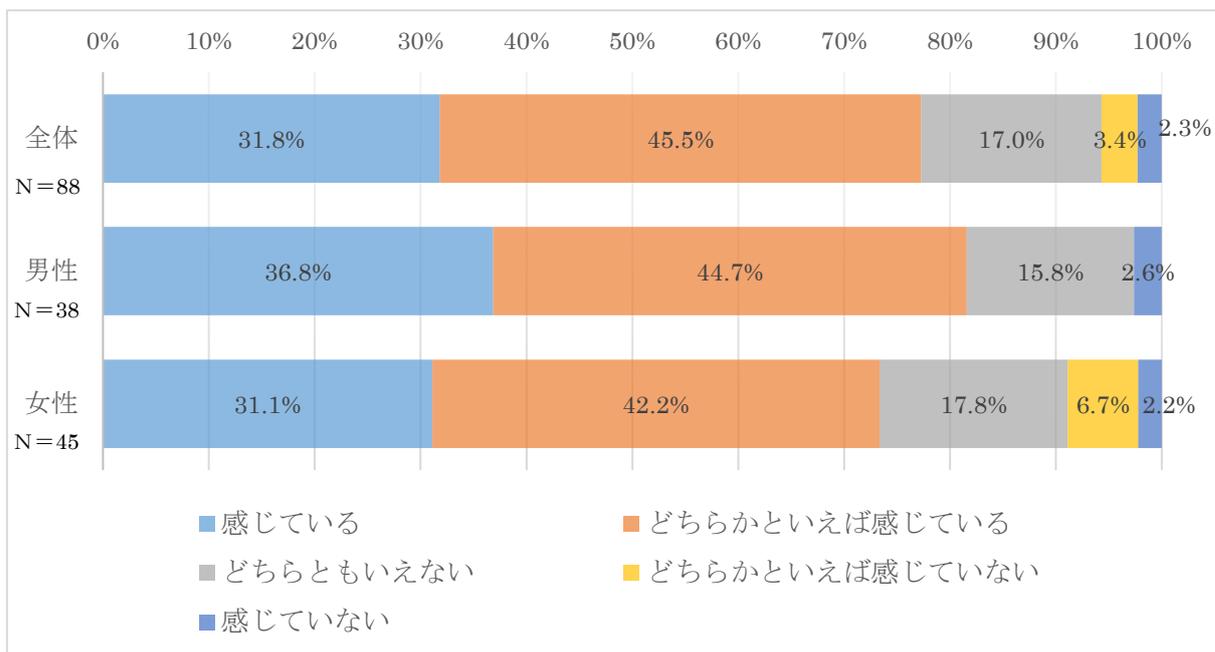
◆男女共同参画社会づくりについておたずねします

問 21 「男女共同参画社会」を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(〇は 3 つ)



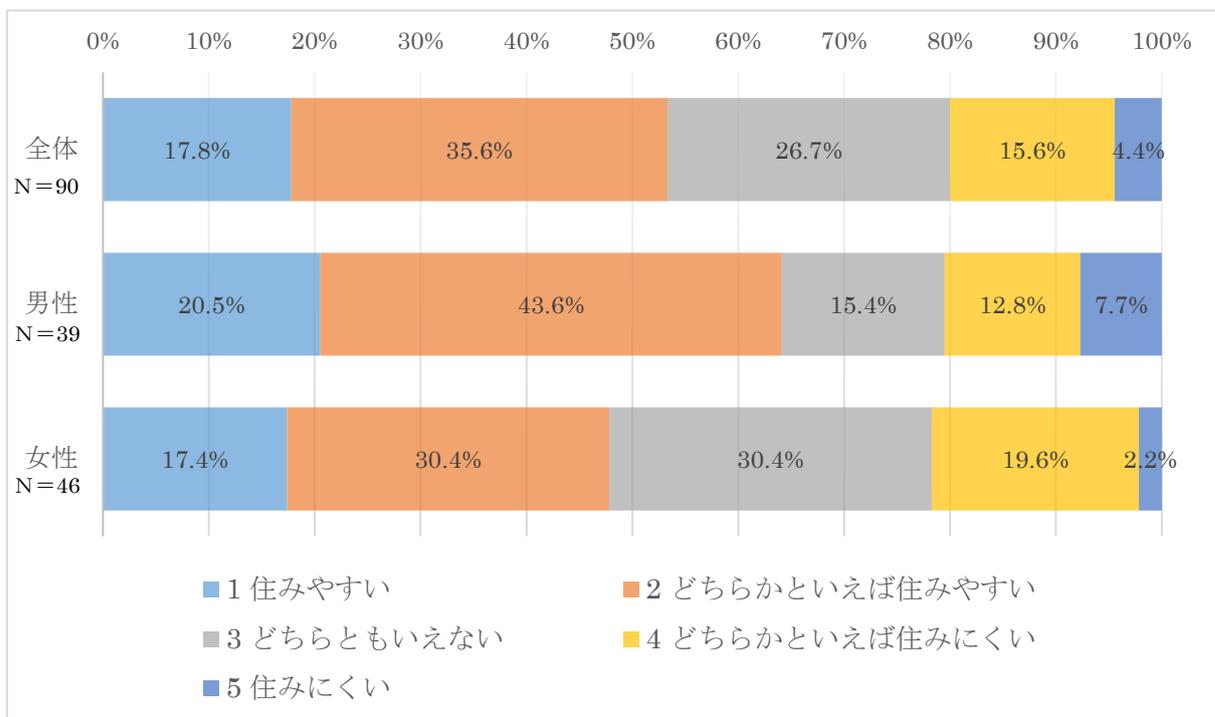
◆生活全般の「幸せ感」についておたずねします

問 22 あなたは今「幸せ」だと感じていますか。(○は1つ)

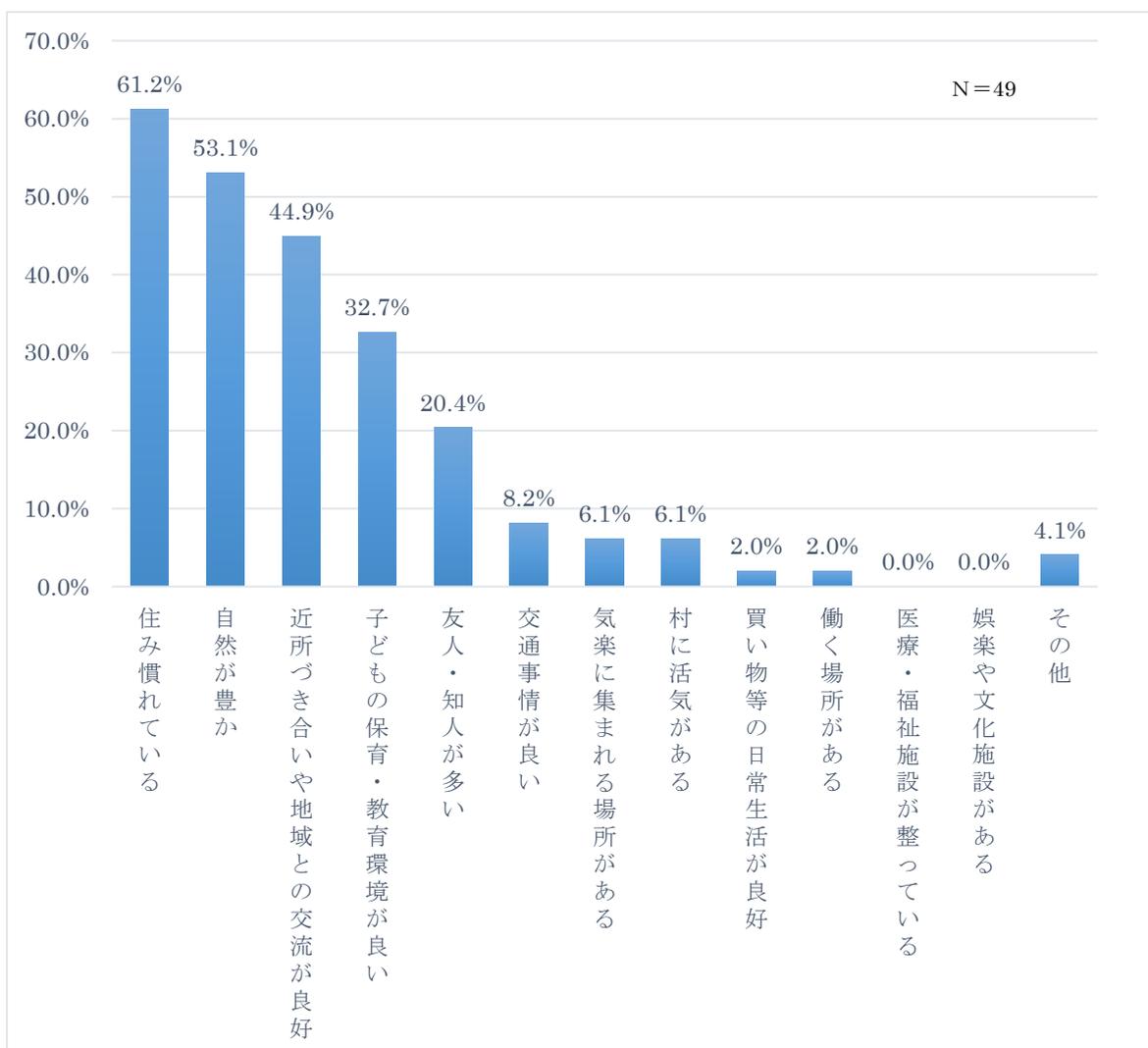


◆鮭川村についておたずねします

問 23 鮭川村は住みやすいと思いますか。(○は1つ)



問 24 《問 23 で、選択肢1もしくは2を選んだ方におたずねします。》理由を次から選択してください。(○は3つ)



最後に、性別にとらわれず豊かな男女共同参画社会を実現していくため、ご意見ご要望を自由にお書きください。

【一部抜粋】

性別	年齢	自由意見
女	60代	男女共同参画社会を実現していくためには、男女が社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることが必要不可欠であると思う。それには、男女の人権の尊重が重要であり、男女の人権の尊重が重要であり、男女の差別をなくし人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があると思う。
女	50代	それぞれの違いを認識し、個々の能力が最大限に発揮できる社会になってほしいと思います。何でも平等にすれば良いと言うことではなく、きめ細やかで多種多様な考え方で物事を決める姿勢が必要だと思います。女性が社会に出やすくなる為には家事を軽減するサービス等がもっと気軽に利用できる様になり、受け入れる側にも柔軟な対応が出来るようにならなければいけないと思いますので、フレックスタイム制等の推進に対する政策をもっと充実させて欲しいと思います。(導入企業への補助など)
女	20代	もっと職場が多く、色々な選択肢があればUターンしてくる人なども増えるのではと思います。新しく施設をつくるのではなく、今ある場所のPRのしかたを変えたり、出会わなそうな人と人をコラボさせたり、期間限定で村の特産品を売ってみたりとか、少し続けても疲れないものがあればいいと思います。がんばってください。
男	30代	互いの思いやり
女	50代	女性も男性に引けを取らず働ける世の中です。1日めいっぱい働いて自宅に帰ってからも、家事、介護、地域活動となると体が持ちません。何かか男性は自宅に帰ってからは女性任せで手伝うこともなく、あたり前のように過ごしている事が多いのではないのでしょうか？どこが男女平等なんでしょう？まずは男性の方々の意識改革が必要なのではないのでしょうか？そして、同居している家族の理解も同じように必要だと思います。
男	50代	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進む中、収入の多い男性より女性の方が職を辞するケースが多くなる。介護と仕事の両立環境の整備 ・女性の社会積極参加は幼少の頃から機会や経験が必要かと思われる。 ・出産が女性にとってあらゆる面でマイナスにならない社会。

女	20代	仕事や家事だけではなく、「男性だから(女性だから)こうあるべき」という考えは、社会観念として今なお根強く存在していると感じます。性別による縛り、窮屈さを感じずにいられるよう、大人はもちろんのこと、子どもや若者世代の人たちと、男女共同参画やジェンダーについて学ぶ機会が増えたらと思います。
女	40代	今回の無作為のアンケートですが、結果を集計して終了ではなく、今後の行政にしっかりと生かして欲しいです。
女	60代	少子高齢化の進展に対応するためにも重要な計画と考えます。次世代につなぐ計画策定にありますように。
男	50代	高齢者の運転事故が多いことについてもう少し行政が考えて欲しい。若者の対策を積極的にするのも良いですが、高齢者に対する事業の対策もお願いします。
男	30代	鮭川村いいです
女	50代	昭和から平成へとずいぶん変化し男女共同参画社会に近づいて来ていると思います。令和になりきつと男女が均等に責任を担い、社会で活動できるようになると期待します。男性の意識改革をしなければいけないのではないかと思います。
	50代	年配者特に男性の意見が強すぎて、若者がいきいきと生きることができない。年配者(男性)が悪いことをしていても、他の人たちは見て見ぬふり。そんな部落は住みにくい。一人暮らしの方、女性だけの暮らしの方々への協力があまりなされてないよう感じます。
女	30代	幼少期からそのような学習機会があるといいと思います。(学校や家庭)(各家庭での生活が、社会をつくるうえで基礎になるとおもうから)
男	20代	職場など外での男女の差は社会全体でなくしていこうという意志は高まっていると思うが、家庭などの内での男女の差はまだ多いと思うので、そこを少なくしていくことが大切だと思う。
女	30代	男女共同参画社会を実現していくためには、やはり女性の場をもっと村全体で作っていく必要があるのではないかと考えます。今までは、男性の場は作らなくても自然に出来ていた事に対してやはり女性という個性や能力が消されている日常が問題でもあり、課題なのではないでしょうか。今後やはり住みやすい村としてアピール出来るとしたら、村民の声や外からの声に応えられる対応がしっかり整っていることだと思うので、男女共同という意味では女性への支援を具体的に制度化していく必要があるのではないのでしょうか。私も村の住民の一人として村を少しでも明るく活気ある村として村外に発信していきたいと考えているので、ご協力できたらと思うところです。

女	60代	アンケートをいただいたのですが、もう少し若い世代の人の意見を聞いた方が良いのではないかと思います。子育ても終わり、親の介護も終わって60代2人家族では何を答えたらいいのか悩みました。
男	20代	これから子育て等をする世代にとって真に住みやすいと思えるような村づくりを全力で進めていただきたい。新しい住宅に入りたくても入れなかったという声も聞こえてくる。そういった選考に漏れた方などへの配慮を考えて欲しい。
男	60代	女性ももっと研修や集会など社会、行事に積極的に参加する、し易くなるようにしていくこと。
女	30代	子は女性しか生めないし、育てるのも父より母の方が子が求める。それなのに男性に平等に育児をさせようとするのは違う。男性はできることをすればよいと思うし、女性も今やるべきことをして行けば良いと思う。
女	20代	先輩後輩に限らず男性女性に限らず給料、ボーナスを平等にあたえてこそ、いきいきと生きることができる真に豊かな社会を実現するために必要なことではないかと思う。今後、男性が家事子育て介護などに積極的に参加していくために評価を高めても関心が高まるよう啓発や情報提供を行っても技能を高めることも実際に男性が家庭に戻り、実際に行動してもらわなければやっている意味がないので、ぜひそういうことに参加した男性は、実際に家庭でじっこうしてもらいたい。
男	60代	職場において男性だから女性だからという考えの「カベ」をなくす事、女性だからという「甘え」の考えをなくす事、男性の家事育児を積極的に評価できる社会環境を育むこと、など一人一人の意識改革が必要だと思われます。

鮭川村男女共同参画計画策定委員・アドバイザー名簿

【アドバイザー】

NO	役職	氏名	所属団体等
1	アドバイザー	高木 直	山形県男女共同参画センター「チェリア」館長 山形大学名誉教授

【策定委員】

NO	役職	氏名	所属団体等
1	会長	五十嵐 正男	鮭川村民生委員
2	副会長	田中 美栄子	鮭川村教育委員
3		高橋 松子	鮭川村連合婦人会 会長
4		佐藤 春子	鮭川村食生活改善推進協議会 会長
5		伊藤 淳子	さけがわ友遊 C'Love クラブマネジャー
6		高嶋 美恵	チェリア塾修了生
7		熊谷 由美子	きのこ生産者
8		安彦 陽平	もがみ北部商工会鮭川支部 青年部長